

## 第2部 ドイツ

### 第一章 青少年のインターネット利用環境に関する実態

#### 1. 青少年の年齢の定義

ドイツで青少年を意味する単語「Jugend」の年齢の定義は法律により若干異なるが、一般的には14歳以上18歳未満とされている。

青少年犯罪の犯罪罰則基準を定めたドイツ青少年裁判法（Jugendgerichtsgesetz: JGG）では、第1条2項にて青少年を14歳以上18歳未満と定義している<sup>1</sup>。ドイツ青少年労働法は、青少年は15歳以上18歳未満と定めている。また、社会法典8巻（SGB VIII）は、14歳以上18歳未満を若者と定義している（第7条1項2）。<sup>2</sup>

ドイツでは、法律上14歳未満を児童（Kinder）と定めている。しかしながら、本報告書で扱った調査対象年齢は必ずしもこの法的な青少年の年齢を厳守しているわけではない。それは、小学校を卒業して大学に入学するまでの年齢（12歳から18歳）までを対象としている資料や小学生から大学に入学するまでの年齢（6歳から18歳）を対象としている調査など様々なデータが存在するからである。しかし14歳未満のみを対象とした調査・統計資料等は使用していない。質問の設定上、児童が対象となる場合（例えば児童ポルノなど）、その参考資料の年齢対象等を本文中に記載している。

#### 2. 青少年のインターネット利用環境に関する管轄組織とその役割

##### （1）メディアの定義

ドイツではメディアの種類、つまり物理的なキャリアがある媒体か、またはない媒体かによって、青少年保護について管轄する組織やその根拠法が異なる。以下は、これをまとめたものである。

##### 物理的なキャリアがある媒体 携帯メディア（Trägermedien）

- ・媒体の種類：雑誌、本、CD、オーディオ・ビデオ、アナログ・デジタルの記録媒体（ハードディスク、CD-ROM、DVD、Blue-Ray）
- ・管轄：連邦家族、高齢者、女性、青少年省（連邦家族省）
- ・根拠法：「青少年保護法」

##### 物理的なキャリアがない媒体 放送、テレメディア（Telemedien）

- ・媒体の種類：
  - 1) 全てのICTサービス（インターネット）：ホームページ、インターネット検索エンジン、ニュースグループ、チャットルーム、オンラインゲーム
  - 2) テレビ・ラジオ放送：放送番組、テレビショッピング、ビデオについては、個別に呼び出しが可能なビデオ・オン・デマンド、映画データ、ビデオプラットフォーム。

<sup>1</sup> 出典：ドイツ青少年裁判法（Jugendgerichtsgesetz: JGG） [https://www.gesetze-im-internet.de/jgg/\\_1.html](https://www.gesetze-im-internet.de/jgg/_1.html)

<sup>2</sup> 出典：社会法典8巻（SGB VIII） [https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_8/\\_7.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/_7.html)

- ・管轄： 州メディア監督機関
- ・根拠法： 各州の合意として「青少年メディア保護州際協定」

連邦家族省の直下に置かれた「連邦青少年有害メディア審査会」は、青少年有害情報リストの登録を行っている。ここでは、携帯メディア、テレメディア両方を取り扱う。テレメディアでの有害リストの登録については州が管轄するため、メディア統括局に置かれた委員会の意見を聞いてから行う。州当局側は、青少年有害メディア審査会に対して、テレメディアの有害リストの登録を直接申請することができる。有害リスト登録を受けた各メディアコンテンツへの対処も、携帯メディア、テレメディア、テレビ・ラジオ放送それぞれで異なる。

連邦家族省は、メディアリテラシー育成（インターネットも含め、全てのメディアコンテンツに対して節度と責任を持って利用する能力の育成）も重要な政策項目として挙げている。これについては次章にて詳しく見ていく。

インターネット上での児童売春（児童ポルノ）も広義では有害メディアの一つと見なされるが、犯罪、つまり刑法の取り扱いとなり、連邦内務省内の連邦刑事庁が管轄する。

以下、携帯メディア、テレメディア（インターネット）、そして児童ポルノメディアの青少年保護それぞれについてももう少し詳しく見ていく。

## （2）携帯メディアの青少年保護（連邦省）

連邦家族、高齢者、女性、青少年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: BMFSFJ）<sup>3</sup>が、その施策を行う。同省による政策は、青少年保護のみではなく、家族関連、高齢者介護、男女同権など多岐に渡る。

同省の直接の管轄下に連邦青少年有害メディア審査会（Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien: BPjM）が設置されている。その設置根拠は、青少年保護法（Jugendschutzgesetz: JuschG）による。同審査会では、あるメディアコンテンツの内容が青少年に有害であるかどうかを審査、指定し、それをリストに記載している。このリストはフィルタリングソフトウェアなどに反映され、ウェブ上での表示が制限される。同審査会内には、児童・青少年メディア保護、予防、広報活動推進部（Weiterentwicklung der Kinder- und Jugendmedienschutzes, Prävention, Öffentlichkeitsarbeit）という専門部署が設置されている。同部署は、長期展望にたった青少年保護の課題に取り組んでいる。つまり、メディアの有害指定という実践的なノウハウの蓄積を、広報活動を通じて世論に働きかけていく、あるいは予防教育の施策に生かしていくという社会的なフィードバックを担う部署である。

## （3）テレメディア（インターネット）の青少年保護（州メディア監督機関）

州メディア監督機関（Landesmedienanstalten）は、民間テレビ・ラジオ、ICTメディア（以下、インターネット）を規制監督している。ドイツではテレビ・ラジオ放送は州管轄であるため、原則として、各州メディア監督機関がある<sup>4</sup>。現在、全16州で14の州メディア監督機関が設置されている。その連合組織

<sup>3</sup> 出典：連邦家族、高齢者、女性、青少年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: BMFSFJ）  
<https://www.bmfsfj.de>

<sup>4</sup> 州メディア監督機関（Landesmedienanstalten）

として州メディア監督機関連盟があり、連邦レベルでの問題を協議する。民間のラジオ・テレビ放送局の許可、周波数割り当てなどを行うほか、各州間で調印された放送州際協定、青少年メディア保護州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag)、州メディア法の遵守を監督する役割も担う。

なお、州メディア監督機関は法的に「公法上の営造物 (öffentlich-rechtliche Anstalt)」という性格をもつ。公法上の営造物とは、行政に様々な関係者を参加させることにより、多角的な決議を可能にした組織であり、より効果的に国民・住民の利益を実現させることを目的としている。行政的な機能を担うが、官庁の管轄からは独立している。

インターネットにおける有害表現からの青少年保護については、青少年メディア保護州際協定が規律している。既出の携帯メディアにおける「青少年保護法」を根拠法としているのと異なるので、注意が必要である。

州メディア監督機関連盟内の「青少年メディア保護委員会 (Kommission der Jugendmediaschutz)」が、青少年メディア保護州際協定への遵守に責任があり、テレメディア運営者への対応を決定する役割を担う。同委員会の役割は、以下の通りである。

- ・民間テレビ・ラジオ放送とインターネットコンテンツの監督。
- ・番組プログラムの放送時間の決定。
- ・新しいインターネットサイト閲覧ブロック技術、暗号技術の認可。
- ・青少年適正番組として認定を受けるための評価基準の決定と定義。
- ・連邦青少年有害メディア審査会への青少年有害メディアのリスト登録申請。
- ・連邦青少年有害メディア審査会が行うリスト登録申請に対しての意見表明。
- ・自主規制機関の認可と自主規制機関が尊重すべき規約・ガイドラインの作成。

既出の連邦青少年有害メディア審査会は、テレメディアを対象とする場合、リスト登録の決定前に青少年メディア保護委員会の意見を求めることになっている。これは、テレメディアの主管轄が州であるためである。また、青少年メディア保護委員会側がリストアップのための申請を行うこともある。

青少年メディア保護州際協定の基本的な考え方は、「ルールに基づく自主規制」である。つまり、同委員会は、放送・インターネット運営者の責任意識を強化することを目的とする。青少年メディア保護委員会を含むメディア統括局が全てのコンテンツに直接目を光らせるのではなく、同委員会は自主規制機関 (Anerkannte Kontrollereinrichtung) を認可し、州当局の介入を最小限に抑え、業界の対応・運営に任せるとする。自主規制機関は、放送、インターネット運営者の責任意識を強め、事前修正の機会を与える働きを持つ。青少年メディア保護州際協定で認められた許容範囲を超えると、自主規制機関は当局の対応を要請する。

また、青少年メディア保護委員会は自主規制機関が尊重すべき、規約、ガイドラインを作成する。この中には、利用グループを限定すること、あるいはコンテンツに関する表示義務などが含まれる。この自主規制機関としての認可を受けるためには、委員会に申し込みを行い、適性審査を受ける。例えば、自主規

---

<https://www.die-medienanstalten.de>

連邦州は 16 州だがブランデンブルク州とベルリンの局、ハンブルクとシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の当局は一つに統括されているので 14 のメディア監督機関がある。

制機関の審査官が青少年保護について影響力を持つ人物であることや、専門知識を持つ評価者をおくことなどが求められる。

#### (4) 児童ポルノメディアへのアクセスを制限する機関（連邦刑事庁）

ドイツは連邦制を敷いているため、犯罪捜査、防犯に関する警察組織は州の権限に属している。刑事警察の中央官庁として、連邦刑事庁（Bundeskriminalamt）<sup>5</sup>が存在する。連邦刑事庁を管轄するのは内務省であり、その設置根拠は「連邦刑事庁法」による。その活動内容は、以下の通りである。

- ・ 刑事捜査で複数州の調整が必要な場合や州管轄の警察からの要請があった場合。
- ・ INPOL データベースの管理、犯罪情報の収集と解析。
- ・ テロ活動、過激派、スパイ活動、経済犯罪の事件捜査。
- ・ 要人の護衛。（近接警護部隊による）目撃者の身柄保護。
- ・ 中央官庁として国政刑事警察機構（ICPO）、欧州刑事警察機構（Europol）等に対するドイツ事務局の役割。
- ・ 児童の性犯罪犠牲者に関する画像と情報を特定し、分析を行う情報交換機関としての役割。

また、検察庁の下にコンピューター犯罪のタスクフォースとして設置された中央インターネット犯罪対策室（Zentralstelle zur Bekämpfung von Internetkriminalität: ZIT）<sup>6</sup>がある。通常、地方警察と地方検察がインターネットの犯罪捜査にあたるが、大規模で専門性の高いコンピューター知識を必要とする犯罪については同対策室が動員される。特に、児童ポルノ犯罪の摘発、児童ポルノの被害者の児童の同定に動員される。

### 3. 青少年の閲覧が望ましくないとされている情報（有害情報及び違法情報）の現状

#### (1) 青少年保護法に定められた有害・違法情報

青少年保護法（Jugendschutzgesetz）では、特定の情報グループを青少年有害情報として規定しており、これに該当する対象は連邦青少年有害メディア審査会のリストに記載され、青少年への提供が厳しく制限される。青少年保護法は、以下のように有害・違法情報を定める。

#### 有害情報

- ・ 残忍性を煽るもの（Verrohende Wirkung）
- ・ 暴力行為を誘発するもの（Anreizen zu Gewalttätigkeit）
- ・ 犯罪を誘発するもの（Anreizen zu Verbrechen）
- ・ 人種差別を誘発するもの（Anreizen zu Rassenhass）

---

<sup>5</sup> 出典: [https://www.bka.de/DE/Home/home\\_node.html](https://www.bka.de/DE/Home/home_node.html)

<sup>6</sup> 出典: ヘッセン州検察庁 URL

<https://staatsanwaltschaften.hessen.de/staatsanwaltschaften/gsta-frankfurt-am-main/aufgabengebiete/zentralstelle-zur-bekämpfung-der-0>

- ・それ自体を目的とした詳細な暴力描写 (Selbstzweckhafte, detaillierte Gewaltdarstellungen)
- ・私的制裁を安易にするもの (Nahelegung von Selbstjustiz)
- ・不道徳性のあるもの (Unsittlichkeit)

以下は、青少年保護法に定められた青少年有害情報の各概念の定義である。

#### 残忍性を煽るもの

残忍性を煽るメディアとは、サディズム、暴力行為、陰険さ、不幸を喜ぶことを喚起する、あるいはこれらを奨励するようなメディアのことをいい、児童や青少年に残忍な影響を及ぼすものをいう。さらに残忍性という概念には、他者を尊重しながら社会的な共生を営むための感性を鈍らせることも含まれる。年少者が暴力を目にすることを強要されることそのものではなく、こうしたメディアにより、他者への共感が削がれる、他人の痛みが分からなくなることが要点である。さらには暴力を美化した演出、怪我や殺人をシニカルでおもしろおかしく描くことも含まれる。

#### 暴力行為を誘発するもの

刑法典 131 条により、暴力行為の概念は、直接、間接的に物理的な力を行使し、心身の安寧を阻害する、あるいは具体的に危険にさらすような方法で、人体に影響を与えるアグレシブかつ積極的な行為とされている。

#### 犯罪を誘発するもの

犯罪行為の無価値さや不当性が十分に描かれず、描き方が犯罪を肯定するような傾向にある場合、このような犯罪描写は児童や青少年を社会的離反へと導くとされる。重要なのは青少年がその描写を模倣する恐れがあるからではなく、これらのメディアを享受することで、青少年が誤った憲法観を持ち、犯罪を否定することを疑問視する恐れがあるからである。

#### 人種差別を誘発するもの

人種差別を誘発するメディアという概念は、基本法 3 条 3 項 1 文の憲法上の差別の禁止を具体化したものである。人種 (Rasse) は広義の概念である。人種差別は、単なる否定や差別を超えて、国家、宗教、民族により規定されるグループを敵視する姿勢のことである。このような姿勢がこれらのグループに対する実力行使の前提となることがある。

人種差別を誘発するメディアとは、その中で人間が民族、国家、信条、あるいはこれに類似する帰属により卑下、軽蔑され、人種差別を模倣できるように描いたものである。

#### それ自体を目的とした詳細な暴力描写

それ自体を目的とした、との概念は特定の行為がある特定の目的のために行われるのではなく、その行為をすること自体に意思が向けられている場合を言う。

暴力行為の視認にフォーカスしている、例えば、近接、視覚に訴える効果を使い、それにより見たものが、暴力行為の詳細をつぶさに視認することを可能にすることである。

### 私的制裁を身近にするもの

私的制裁 (Selbstjustiz) とは法律に反する、不当と受け取られる状態に対しての法基準を逸脱した行動、あるいは国家の武力独占の限界を軽視した振る舞いのことを指す。例えば、主人公が「報復者」として、制裁する立場に立ち、法を盾に罰を与えるものである。

私的制裁に該当しないのは、正当防衛、応急処置、非常事態の描写である。なぜならこれらは法秩序に則っているためである。同様に青少年に有害であると見なされるのは、無法地帯で行動が描かれている、例えば、終末モノ、破滅モノなどと言われる映画のジャンルで、国家秩序が崩壊した状態が描かれている場合である。

### 不道徳性のあるもの

「不道徳 (unsittlich)」と言う概念は、一般的なモラルと言う意味ではなく、性的な意味で理解される。不道徳的メディアとは性的、エロチックな内容であり、その内容や表現が客観的にみて、羞恥心や道徳感情を著しく傷つけるが、ポルノの犯罪対象としての要件がまだ揃っていないものをいう。

連邦青少年有害メディア審査会の実践例では、例えば社会的な関係から逸脱した人間が、単に性的対象として汚される、あるいは小児性愛の集会や雑誌などの中で、性犯罪を正当化するような大人と児童の性的接触を容認する描写も含まれる。

また、自らの性的欲求を満たすために、性行為で暴力の行使が根本的に容認されている、相手の同意を得ず行為に及ぶことも含む、印象を青少年に与える話も不道徳とされる。このような話は、未成年の暴力傾向を増長し、他者の身体の無事を考慮し尊重することに矛盾する。

新しい実践例によれば、明確なルールと取り決めの範囲で行われる大人同士の SM 行為などは、青少年にとっての有害メディアとは見なされない。しかしながら、人物を極端に卑下したり、辱めたりしているもの、激しい暴力を描いているものはこの限りではない。

## (2) 青少年保護法外の有害情報

さらに、法的に規定されていないが、連邦青少年有害メディア審査会の実例から青少年に有害であると指定されているケースグループがある。法的規定がない代わりに、個別ケースでの意見表明により、該当するコンテンツは有害メディア指定を受けることになる。以下が、「拡張された有害情報」と呼ばれるそうしたケースグループである。

### 拡張された有害情報

- ・人間の尊厳を傷つけるもの (Verletzung der Menschenwürde)
- ・ある人間のグループの差別 (Diskriminierung von Menschengruppen)
- ・国家社会主義 (ナチス) の礼賛 (Verherrlichung des Nationalsozialismus)
- ・ドラッグ使用の奨励 (Verherrlichung von Drogenkonsum)
- ・過剰な飲酒の奨励 (Verherrlichung von exzessivem Alkoholkonsum)
- ・自傷行為を身近にするもの (Nahelegen von selbstschädigendem Verhalten)

### (3) 極めて有害な情報

青少年の健全な発達にとって特に危険度が高いものは、極めて有害として連邦青少年有害メディア審査会によるリストへの記載がなくても、有害情報と同じく青少年への提供が厳しく制限される。以下のようなケースが、これに相当する。

- ・ 刑法 86, 130, 130a, 131184, 184a, 184 または 184c に該当する内容
- ・ 戦争を美化すること
- ・ 人間の尊厳を傷つけるような現実を描出すること
- ・ 暴力シーンが多くを占めるメディア
- ・ 児童が不自然に性を強調するような姿勢をとっているもの
- ・ 明らかに青少年にとって有害な内容

「刑法刑法 86, 130, 130a, 131184, 184a, 184 または 184c に該当する内容」は、以下の通り。

#### 86 条: 憲法に違反する組織のプロパガンダ手段

連邦憲法裁判所によって禁止された政党、それらを代理する組織のシンボル、挨拶、パロディや言葉を使用することを禁じている。例えばハーケンクロイツ、これに類似したハーケンクロイツを想起させるシンボル、SS 隊のシンボル、ヒトラーの肖像画などを使用することは禁じられている。同様に、Sieg Heil などのナチスの挨拶言葉を口にすることも禁じられる。

#### 130 条: 民衆を扇動する内容

ある国籍、種族、宗教、倫理などの出自によって特徴付けられるグループ、ある民族の一部、ある呼称を持つグループへの所属について憎悪を増幅させ、暴力や差別的な行為を扇動し、公共の平和を乱す者に対して適用される。また、人間の尊厳を傷つけ、ある民族の一部分、あるいはある呼称を持つグループへの所属について、非難する、差別する、誹ることにより公共の平和を乱す者に対して適用される(130 条 1 項)。同罪により 3 ヶ月から 5 年までの懲役刑に処せられる可能性がある。前出の第 1 項に関する言葉、素材、画像などを公共の場で公開することは禁じられている(130 条 2 項)。またナチス、支配の下で行われた集団殺害(ユダヤ人虐殺)を公共の場において支持したりすることにより公共の平和を乱すことを禁じられている(130 条 3 項)。第 4 項はナチスの暴力、暴政を支持し、礼賛、正当化することにより被害者の尊厳における公共の平和を乱すことを禁止している。第 4 項は 2005 年の改正により新設された。背景にはドイツ再統一後のネオナチ勢力の台頭やホロコースト記念碑建設反対運動などの動きがあった。

#### 130a 条: 犯罪の手引き

犯罪の手引きでは、刑法典 126 条に規定されている以下の犯罪について、公共の平和を乱す危険性のある違法行為全般が対象となる。

- ・ 殺人
- ・ 撲殺
- ・ 重傷
- ・ 重度の公安妨害
- ・ 強盗と強盗的恐喝
- ・ 放火

同罪は罰金刑、もしくは 3 年までの懲役刑に処せられる可能性がある。

#### 131 条: 暴力描写

公共に対して暴力描写へのアクセスを可能にすること、暴力描写の流布をすることは刑罰の対象となる。

暴力描写とは「残酷で非人間的な、人間もしくは人間に類する生物に対する暴力をある様式で描写し、こうした暴力行為を賛美し、被害を矮小化して表現すること、あるいはその過程の残酷さ、非人間的さで人間の尊厳を傷つけるような描写をすること」と法的に定義されている(131 条 1 項)。流布やアクセスの形式は、動画、インターネット、特に SNS、テレビ、芸術作品などである。同罪は罰金刑、もしくは 1 年までの懲役刑に処せられる可能性がある。

#### 184 条: ポルノ文書

ポルノ全般にわたり以下の様な罰則が適用される。

1. ポルノ文書<sup>7</sup> (pornographische Schriften) を 18 歳以下の青少年に提供する、譲渡する、アクセス可能とすること。
  2. ポルノ文書を 18 歳以下の青少年が立ち入り可能な、あるいは覗き込むことができる場所において、アクセスを可能とすること。
  3. 商店以外での取引において、あるいはキオスクやあるいは子供が立ち入りを禁じられている商店で、宅配サービス、レンタル書籍、読書サークルなどにおいて、ポルノ文書を他人に提供、譲渡する者。
  - 3a. 18 歳以下の青少年が立ち入りを制限されている店舗、あるいは彼らが覗き込むことができない場所以外で、商業的なレンタルやこれに準ずる商業行為を行い、ポルノ文書を他人に提供、譲渡すること。
  4. ポルノ文書の宅送サービスを企てること。
  5. 18 歳以下の青少年が立ち入り可能な、あるいは覗き込むことができる場所において、ポルノ文書を無償で流布することによって営業行為を行うこと。
  6. 相手からの要請もなくこれらを押し付けること。
  7. ポルノ文書を公共の映画上映で上映し、性描写の上映のために対価を求めること。
  8. 1 から 7 の意味におけるポルノ文書やその一部を利用する、あるいは第三者に対して利用を可能とするため、ポルノ文書の製造、引用、配給、保管すること。
  9. ポルノ文書やその一部を外国でその地の罰則に違反して流布し、公共にアクセス可能にする、もしくはそのような利用を可能とするためにポルノの公開を企てること。
- 同罪は 1 年から 3 年の懲役刑、あるいは罰金刑に処せられる可能性がある。

#### 184a 条: 暴力ポルノ・動物ポルノ

暴力、動物と人間の性行為を対象とするポルノ文書を

1. 流布する、あるいは公共にアクセス可能とすること、
2. 1 項の意味あるいは 184d 条 1 項 1 条の意味でポルノ文書やその一部を自ら利用する、あるいは第三者が利用できるように、これらを製造、引用、配給、保管し、提供、獲得、あるいはこれらの文書の輸出入を企てること。以上の犯罪について 1 年から 3 年の懲役刑、あるいは罰金刑に処せられる可能性がある。

#### 184b 条 児童ポルノ文書の流布、取得、所有

##### 1 項

以下の犯罪について、3 ヶ月から 5 年の懲役刑あるいは罰金刑に処せられる。

1. 児童ポルノ文書を流布する、あるいは公共にアクセス可能とすること。児童ポルノとは以下のような内容を含むものとする。
  - a) 14 歳未満の者 (子供) の性行為、子供との性行為、子供の前での性行為。
  - b) 全裸あるいは部分的に衣服を着た子供が不自然に性的に強調された姿勢で写っているもの。
  - c) 子供の衣服に覆われていない性器、あるいは衣服に覆われていない臀部を性的に描写しているもの。
2. 第三者に対して、実際のあるいは実際に近い出来事を描写した児童ポルノ文書の所有をさせること
3. 実際に起きた出来事を描写した児童ポルノ文書を製造すること。
4. 文書あるいはそれらの一部を 184d 条 1 項の番号 12 号の意味において利用し、第三者にこのような使用を可能とするために、その行為が 3 号の罪状によって問われていない限りにおいて、児童ポルノ文書を製造、引用、配給、保管し、提供、獲得、あるいはこれらの文書の輸出入を企てること。

##### 2 項

1 項についてその行為が営利目的、あるいは連続性のある組織的犯行として行われた場合で、さらにその文書が 1 項 12、4 号のケースで、実際のまたは実際に近い出来事を描写している場合、6 ヶ月から 10 年までの懲役刑に処せられる。

##### 3 項

実際のまたは実際に近い出来事を描写している児童ポルノ文書を所有しようとすることは、3 年までの懲役刑あるいは罰金刑に処せられる。

##### 4 項

未遂も処罰の対象となる。ただしこれは 1 項 2、4 号および 3 項には適用されない。

##### 5 項

1 項 2 号、3 項は法律上の要件を満たす行為については適用されない。

1. 国の任務である場合、
2. 権限のある、国の機関との合意による任務である場合、
3. あるいは業務、職業上の義務による場合。

---

<sup>7</sup> ポルノ文書 (pornographische Schriften): ドイツ語の「Schriften」の原義は「書物」「文書」であるが法律上には文字として書かれた媒体だけではなく、音声、映像メディアも含む。



6項

1項2号、あるいは3号、あるいは3項に関わる対象物については74a条が適用される。

#### 184c条 青少年ポルノ文書の流布、取得、所有

1項

以下の犯罪について、3年以下の懲役刑あるいは罰金刑に処せられる。

1. 青少年ポルノ文書を流布する、あるいは公共にアクセス可能とすること。青少年ポルノとは以下のような内容を含むものとする。

a) 14歳以上のしかし18歳未満の者(青少年)の性行為、青少年との性行為、青少年の前での性行為。

b) 全裸あるいは部分的に衣服を着た14歳以上18歳未満の者が不自然に性的に強調された姿勢で写っているもの。

2. 第三者に対して、実際のあるいは実際に近い出来事を描写した青少年のポルノ文書の所有をさせること。

3. 実際に起きた出来事を描写した青少年ポルノ文書を製造すること。

4. 文書あるいはそれらの一部を184d条1項の番号12号の意味において利用し、第三者にこのような使用を可能とするために、その行為が3号の罪状によって問われていない限りにおいて、青少年ポルノ文書を製造、引用、配給、保管し、提供、獲得、あるいはこれらの文書の輸出入を企てること。

2項

1項についてその行為が営利目的、あるいは連続性のある組織的犯行として行われた場合で、さらにその文書が1項12、4号のケースで、実際のまたは実際に近い出来事を描写している場合、3ヶ月から5年までの懲役刑に処せられる。

3項

実際のまたは実際に近い出来事を描写している青少年ポルノ文書を所有しようとすることは、2年までの懲役刑あるいは罰金刑に処せられる。

4項~6項(略)

## 4. 青少年のインターネット(スマートフォン含む)利用数・利用率

ここでのデータは、信頼性の高い二つの統計資料から抜粋した。一つは青少年、情報、マルチメディア。ドイツ12歳から19歳までのメディアとの付き合い方に関する基礎研究(Jugend, Information, (Multi-) Media. Basisstudie zum Medienumgang 12- bis 19-Jähriger in Deutschland)である<sup>8</sup>(以下、JIM調査)。

「ドイツ南西部メディア教育学研究協会(Medienpädagogische Forschungsverbund Südwest: mpfs)」が、毎年発行している。アンケートに基づく統計調査の他、青少年のデジタルメディアをめぐる今日的な問題についての報告がなされている。なお、同調査の対象者数は、1200人である(n数=1200)。

もう一つは、ドイツICT業界最大の事業者団体であり、約2600社が加盟する情報経済・テレコミュニケーション・新メディア連邦協会(Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.: Bitkom)が、2017年5月に公開した調査報告書「デジタル世界における児童と青少年(Kinder und Jugend in der digitalen Welt)」<sup>9</sup>である(以下Bitkom調査)。同報告書は、2014年に続き2回目の調査となっており、6歳から18歳までの対象者926人(n数=926)におけるデジタル媒体の保有率、インターネットアクセスの初体験年齢、スマートフォンやインターネットの利用目的、また親の監督状況などについて報告している。

---

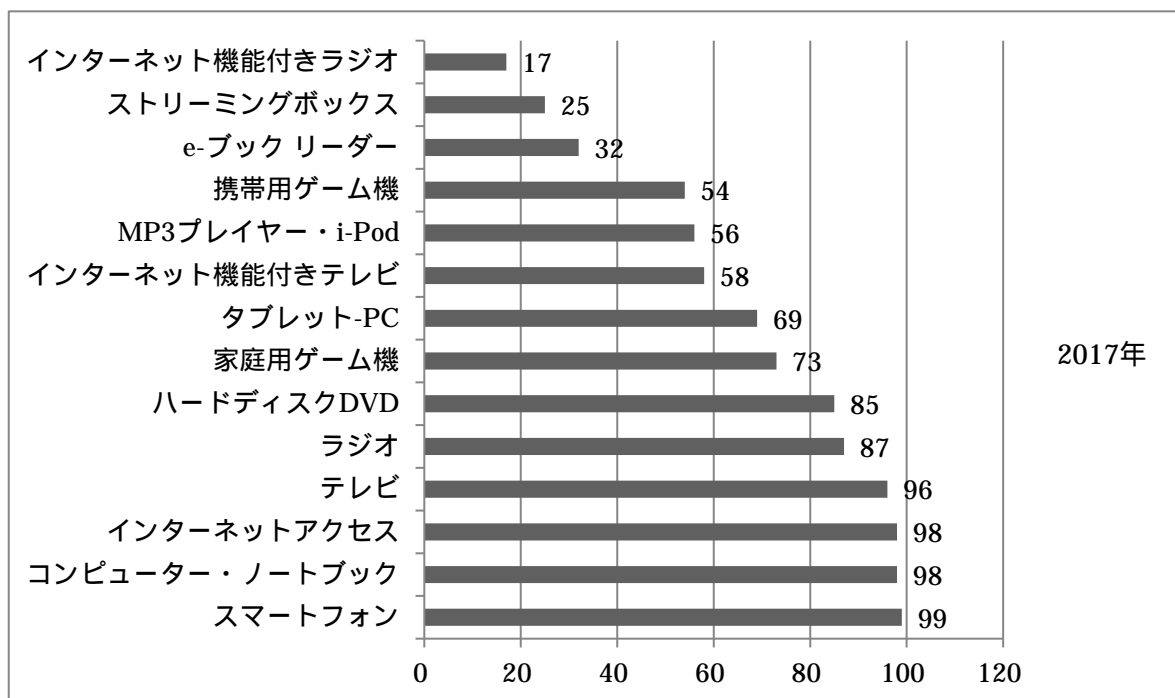
<sup>8</sup> 出典: ドイツ南西部メディア教育学研究協会(Medienpädagogische Forschungsverbund Südwest: mpfs)「青少年、情報、(マルチ)メディア。ドイツ12歳から19歳までのメディアとの付き合い方に関する基礎研究(Jugend, Information, (Multi-) Media. Basisstudie zum Medienumgang 12- bis 19-Jähriger in Deutschland)」  
[https://www.mpfs.de/fileadmin/files/Studien/JIM/2017/JIM\\_2017.pdf](https://www.mpfs.de/fileadmin/files/Studien/JIM/2017/JIM_2017.pdf)

<sup>9</sup> 出典: デジタル世界における児童と青少年(Kinder und Jugend in der digitalen Welt)  
<https://www.bitkom.org/sites/default/files/pdf/Presse/Anhaenge-an-PIs/2017/05-Mai/170512-Bitkom-PK-Kinder-und-Jugend-2017.pdf>

(1) JIM 調査 (2017 年)

まず JIM 調査から見ていく。以下のグラフは、家庭でのデジタル端末機器の所持状況を示している。

【家庭でのデジタル端末機器保有率 (2017 年)】 図 G1-1

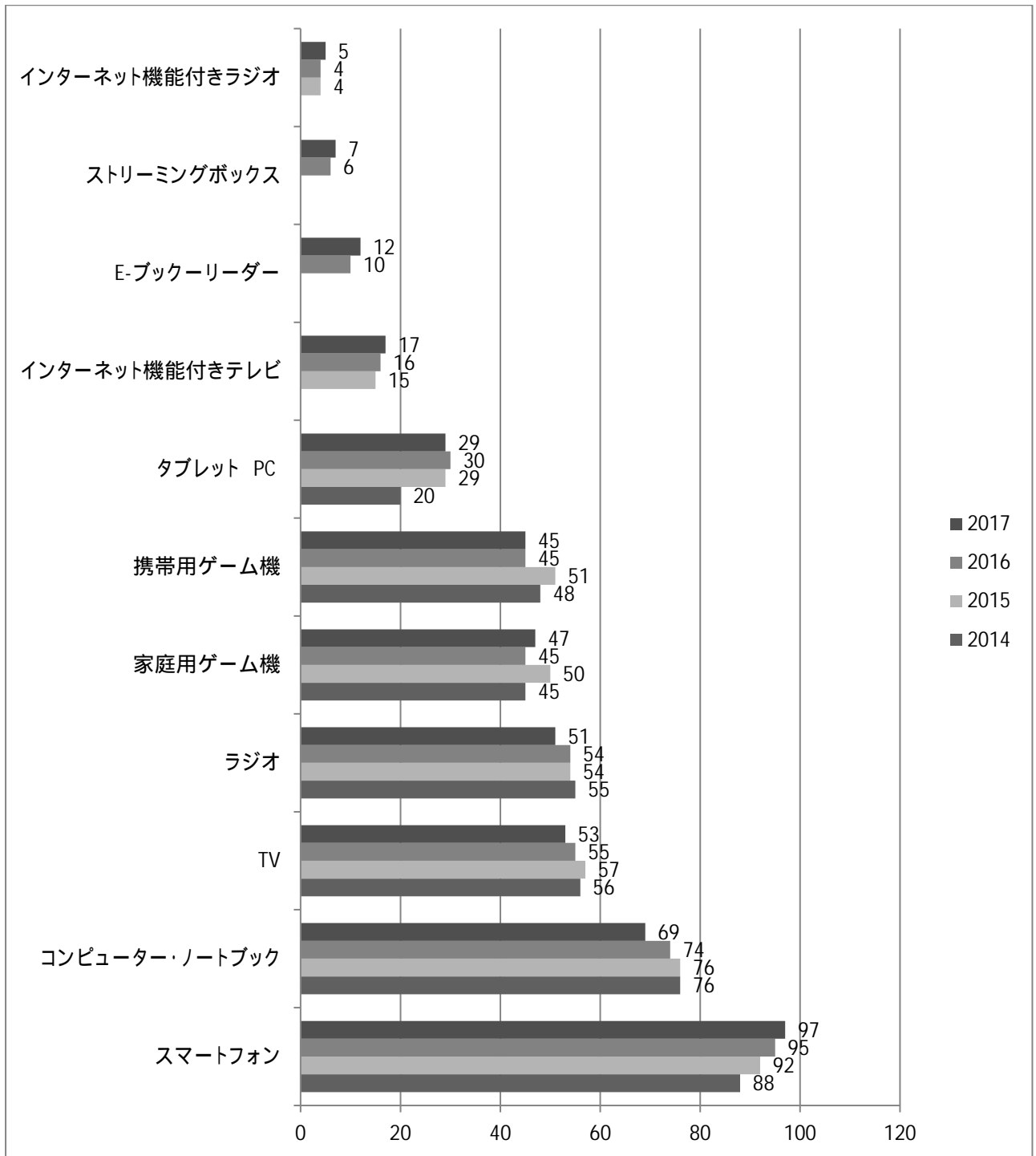


母数: 質問者 (n 数=1200)  
出典: JIM 2017 パーセント表記

ほぼ 100% の家庭が、スマートフォン、コンピューターを所持し、インターネットアクセスに接続している。ラジオ (87%)、DVD プレーヤー、ハードディスク (85%) も多くの家庭が所持している。Playstation、Wii などに代表される家庭用ゲーム機 (Feste Spielkonsole) などの保有率も 58% と半数を超えている。携帯用ゲーム機 (Tragbare Spielkonsole) の保有率は、54% となっている。前年の調査 (2016 年 JIM 調査) との比較では、SmartTV 機器は 6% 増となり、タブレット PC の保有率も 4% 増となっている。逆に、MP3 プレーヤー/iPod の保有率は 10% 減となっている。これは、同じ機能がスマートフォンに吸収されたためと考えられる。

青少年自身のデジタル端末機器の保有率の推移を 2014 年から 2017 年まで追跡したものが以下のグラフである。

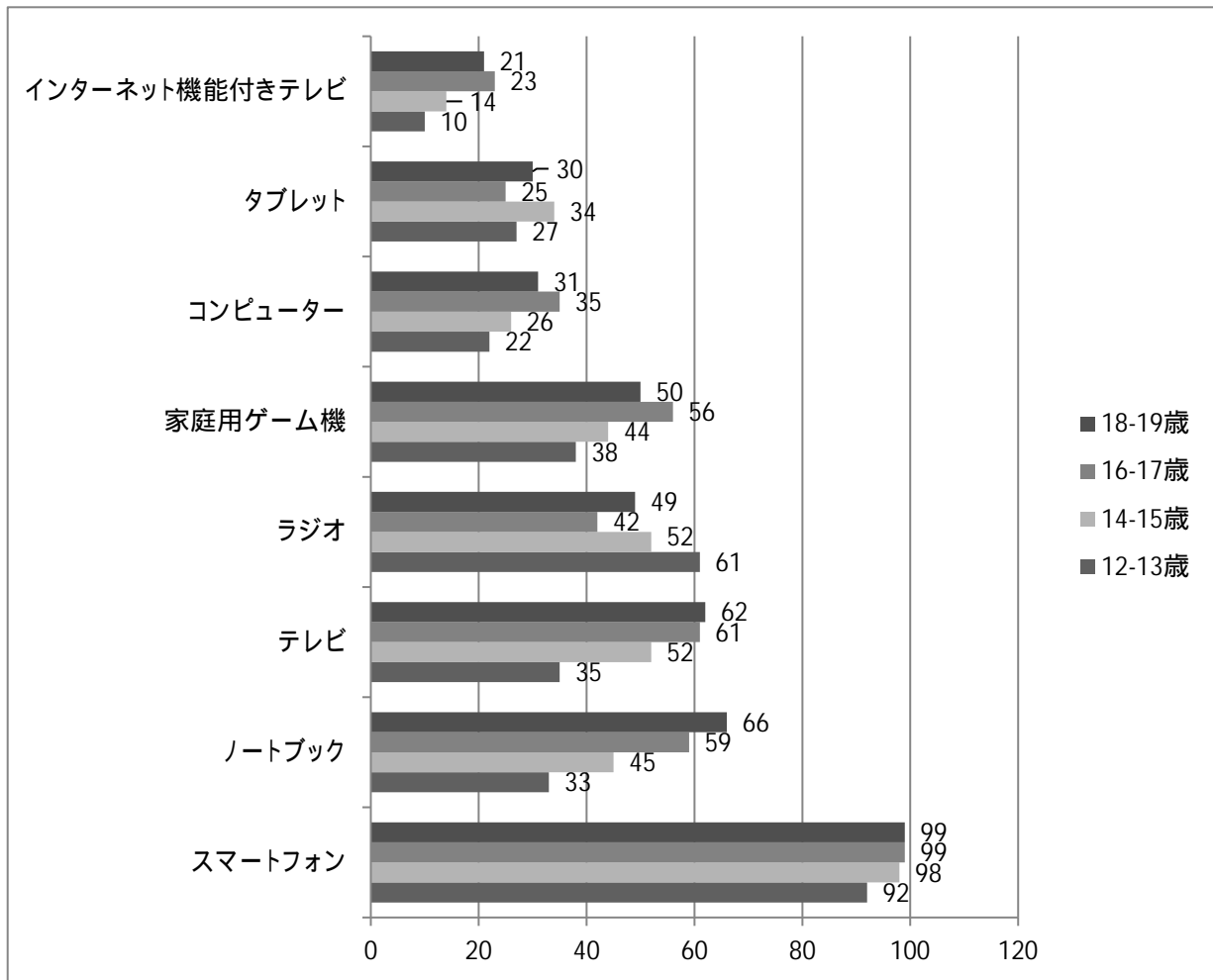
【青少年のデジタル端末機器保有率（2014-2017年）】図 G1-2



母数：質問者（n数=1200）  
出典：JIM2014- JIM2017 パーセント表記

デジタル端末機器の保有率を年齢別（12-13歳，14-15歳，16-17歳，18-19歳）に分けて表示したものが以下の表である。

【青少年のデジタル端末機器保有率（2017年）】図 G1-3



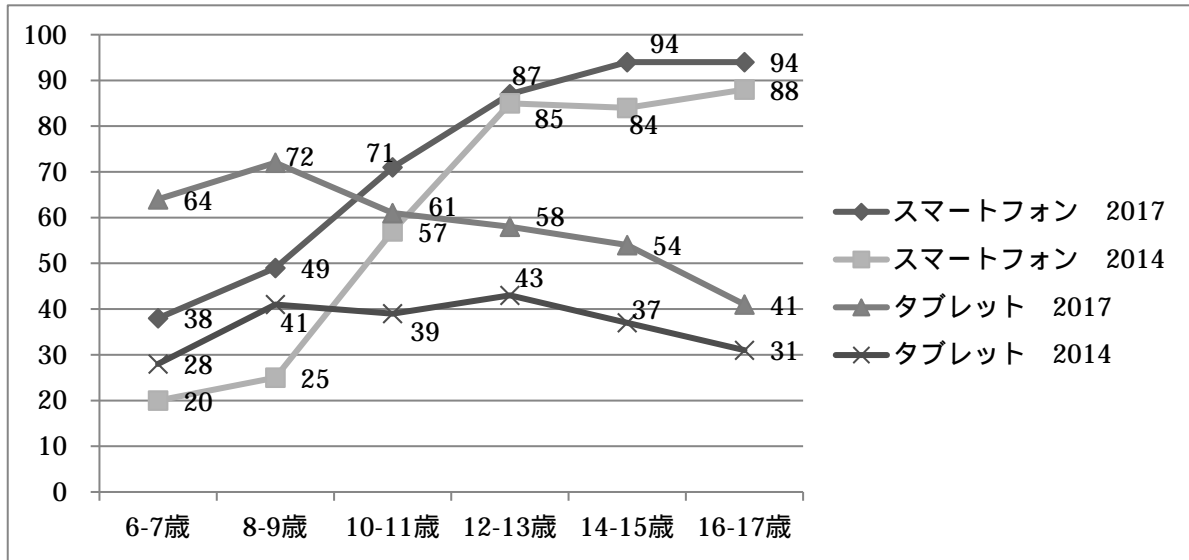
母数：質問者（n数=1200）  
出典：JIM2017 パーセント表記

スマートフォンの保有率は調査対象で最も低い年齢層の12から13歳ですでに92%に達し、青少年期に入る14歳以降では98%から99%の対象者がスマートフォンを所有している。ノートブック型コンピューターは年齢が高くなるのに比例して保有率が高くなり、12から13歳のカテゴリーでは33%であるのに対して、18-19歳ではその保有率は倍の66%にまで上がっている。家庭用ゲーム機とデスクトップコンピューターも年齢とともに保有率が高くなる傾向を示す。ただし、タブレットにはこのような傾向は見られない。逆に、ラジオ（Radiogerät）は年次とともにその保有率が下がる傾向にある。

（2）Bitkom 調査（2017年）

Bitkom 調査では、6歳から18歳までの児童と青少年が対象となっている。「どのようなデジタル端末機器を利用するか」という問いに対して、2014年と2017年の調査結果を比較している。

【スマートフォン・タブレットの使用率（2014年、2017年）】図 G1-4

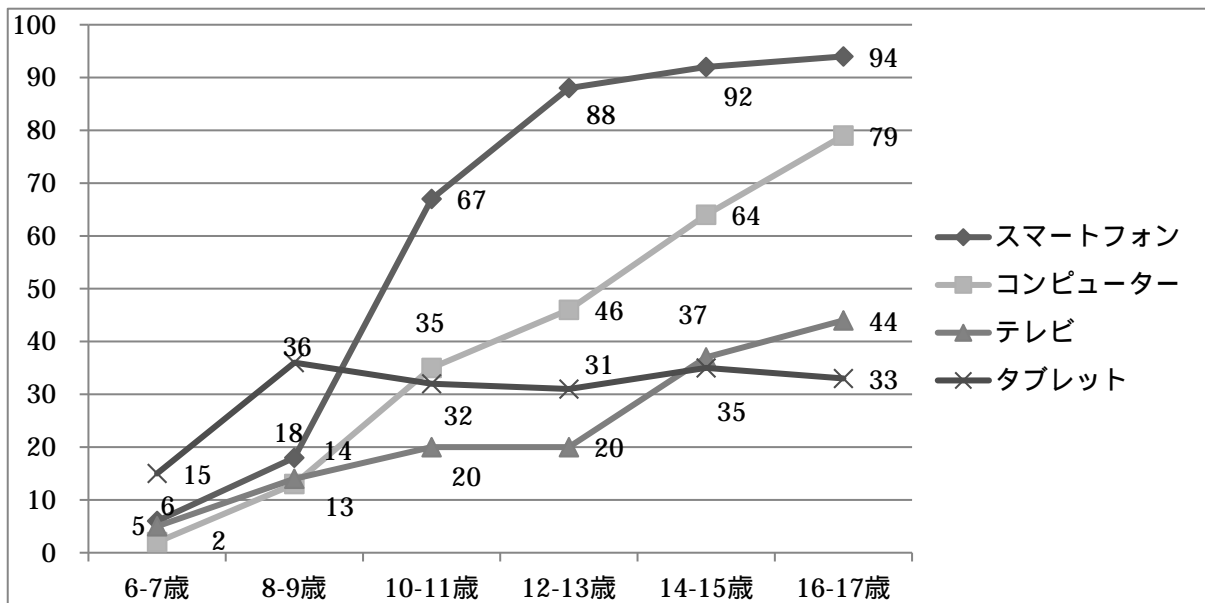


母数：6-18歳のインターネット利用者（n数=815）。複数回答可能。  
出典：Bitkom Reserach

2014年に比べ、2017年ではスマートフォンとタブレット共にその使用率が上がっている。この傾向は全ての年齢層で言えることであり、児童・青少年の間で両機器がより定着していることを示している。

次のグラフでは、年齢ごとの各保有率が比較されている。グラフからわずか10歳で半数以上が自分のスマートフォンを持っていることがわかる。

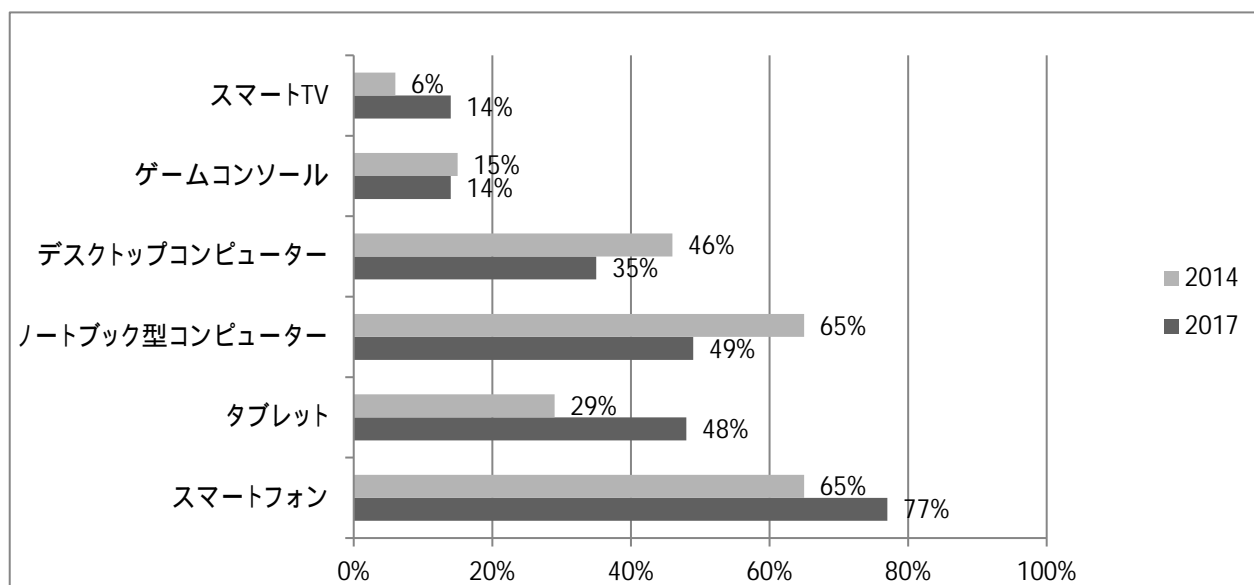
【年齢別青少年のデジタル端末機器保有率（2017年）】図 G1-5



母数：6-18歳のインターネット利用者（n数=815）。複数回答可能。  
出典：Bitkom Reserach

次のグラフでは、インターネットに接続する際にどのツールを使用することが最も多いかを回答させている。この結果から、現在の児童、青少年はスマートフォンでインターネット接続することが最も多いことがわかる（77%）。2017年と2014年の調査結果を比較すると、スマートフォンでのインターネット接続は65%から77%へと大きくポイントを上しているのに対して、ノートブック型コンピューターでのインターネット利用は逆に65%から49%へ、デスクトップコンピューターでは46%から35%へと後退している。

【インターネットを利用する際に使うデジタル端末機器（2014年、2017年）】図 G1-6



母数：6-18歳のインターネット利用者（n数=815）。複数回答可能。  
出典：Bitkom Reserach

## 5. 青少年のインターネット利用に伴う青少年の生活等への影響に関する専門家の捉え方

現在、インターネット、スマートフォンの利用は青少年の生活の一部になっている。それが彼らの生活に与える影響については、心と体に与える影響や若者自身がデジタル生活をどのように感じているのかといった様々な観点から研究が行われている。

まず、身体に与える影響として、運動不足による肥満が挙げられる<sup>10</sup>。また長時間にわたりスマートフォン画面を見続けることにより、「首や背骨の関節部分などに負担がかかる」、「事故に遭う危険性も高くなっている」との報告がある。

児童の心に与える影響としては、2015年にマインツ医療大学の精神身体医学学部が12歳から18歳までの児童、青少年約2,400名を対象として行ったアンケート調査を行った<sup>11</sup>。調査を主導した Manfred

<sup>10</sup> 出典: Bernhard Sandner (2017): 「デジタルメディアが児童と青少年の健康に与える影響(Einfluss Digitaler Medien auf die Gesundheit von Kindern und Jugendlichen)」雑誌小児アレルギー学

[https://www.gpau.de/fileadmin/user\\_upload/GPA/dateien\\_indiziert/Sonstiges/Paed\\_Allergologie\\_2017\\_4\\_Umwelt.pdf](https://www.gpau.de/fileadmin/user_upload/GPA/dateien_indiziert/Sonstiges/Paed_Allergologie_2017_4_Umwelt.pdf)

<sup>11</sup> 出典: マインツ大学。プレス記事。2015/03/03 <http://www.uni-mainz.de/presse/64212.php>

Beutel 教授は、「オンラインでゲームやセックスポータルを利用する青少年は、友人に対するつながりが薄い。コミュニケーションが少なく、友人をあまり信頼せず、他人からより強い疎外感を受けていると感じている。これらが社会的な孤立を生んでいる」と調査結果を総評した。また、SNS については、同年代同士の関係やつながりを促進する可能性があるとしつつも、依存的に使用することは、現実界でのつながりにむしろネガティブな影響を与えたとした。

アンケートに答えた被験者の 3.4% がインターネットを依存的に使用しており、1 日 6 時間以上をオンライン上で過ごしている。彼らはコンピューターや携帯電話に多くの時間を費やすことで、個人、家族、学校での生活に支障をきたしている。依存ほどではないがその境界にいるとされる被験者は 13.8% に上った。

調査によれば、男女ともに同程度の依存状況が確認されるが、その内容は異なるものであったという。女子は、インターネットを社会的な情報交換、リサーチ、オンラインショッピングに費やすのに対し、男子はオンラインゲームが主たるものであった。Beutel 教授は、ゲーム依存について「早急な子供と親の治療が必要である」としている。「社会的に不安定で気後れがしている青少年ほど、オンラインでの活動に没頭する傾向がある」とし、「親と教師が子供たちに対してメディア利用の発達を見守り、社会的な関係を尊重することも同時に指導する役割がある」としている。

それでは、若者の側では現在のメディア生活をどのように感じているのだろうか。これについて、民間調査団体の Sinus 研究所が行った調査「2016 年若者の動向は? (Wie ticken Jugendliche 2016?)」がある。<sup>12</sup>同研究所は 2008 年、2012 年にも青少年の社会文化生活に関する実態調査を実施してきた。統計調査ではなく若者の実際の声をヒアリングすることで、この世代に特徴的な考え方を浮き彫りにしていく。その調査内容は、デジタル生活以外にも、モビリティ、環境保護・気候温暖化・消費社会について、恋愛、信仰と宗教、歴史感、国家、移民・難民など多岐に渡る。調査の結果から分かってきたのは、多くの若者はインターネットをすでに生活の一部として捉えており、社会生活を送るための前提条件とすら考えているということである。例えば、彼らは日常生活でスマートフォンがないと、外に出た時に不安を覚えるという。大人たちは前出の調査のように「携帯ばかり見ていないでもっと外で友達と遊びなさい、社会的ではない」と言うが、青少年にしてみれば携帯によるコミュニケーションがないことの方が、よほど非社会的である。同時にオフラインでいる間に何かに乗り遅れるのではないかと不安や焦燥感を常に感じているという。

調査では、デジタル端末機器、特にスマートフォンの日常生活への浸透はすでに完了し、その次の段階に入っていると理解している。若者にありがちな冒険的なネット利用は減少し、インターネットの便利さを理解し、そのリスクについても知っている。さらに彼らはデジタルメディアを利用するだけでなく、その世界をより深く理解したいと考えている。そして、学校に対してインターネットの危険のみを強調する指導ではなく、安全になおかつ自立してインターネットを使うための助言を期待している。具体的には、個人データの保護について学校で指導してほしいという声が聞かれた。ただ、生徒たちは教師が現状でその能力を持っているとは思っていない。また、インターネットについての学習は実践を通じて学んでいるケースがほとんどであると生徒達はいう。スマートフォンの利用が日常生活に浸透するにつれて、それを利用するエチケットも定着してきている。例えば、友達にいきなり電話をするのはエチケット違反であり、

---

<sup>12</sup> Marc Caimbach, Silke Borgstedt, Inga Borchard, Peter Martin Thomas Berthold Bodo Flaig (2016): 『2016 年若者の動向は? (Wie ticken Jugendliche 2016?)』 Sinus Institute, Springer Verlag, Berlin

最初にメッセージなどで前置きをしてから電話するというのは、若者の間ではもはや常識である。友達と会っている時や食事の席で携帯ばかり見ているのも今ではクールではないとされる。

同調査では教育現場のデジタル化について、次章に示すように、親はインターネットの応用について懐疑的であることが多いとの結果も出ている。これらの調査から明らかになることは、当事者である青少年と彼らを取り巻く大人たちの間でインターネットの利用についてまだ見解の相違があることである。親をはじめとする大人達は、ネットとの接触を管理することで安全性を確保しようとする傾向がある。一方子供達にとっては、インターネットはすでに与えられたものであり、いかに利用するかを学ぶことで、安全性を確保しようとしている。

## 6. インターネット上のウェブサイトを利用した犯罪（児童ポルノ等の実状とその数）

### （1）児童ポルノ等の実状

インターネットを利用した児童売春については、未成年者が自分の性的行為の場面を相手に送り、それが後日ポータルサイトで拡散されるなどの被害がある。送信者は知人のこともあれば、チャットなどで知り合った面識がない個人の場合もある。また、取得した性的な画像、映像を拡散すると脅したり、個人の住所を特定していることをほのめかして、相手の恐怖心を掻き立てる事件もある<sup>13</sup>。さらに、親が児童に対して自己あるいは第三者との性行為を強要し、その動画を撮って児童ポルノサイトに投稿させるなどのケースもある。あるいは、チャット等の相手が未成年者と知らず、性的な動画や画像を送付させた結果、その所持から自らも知らないうちに加害者となるケースもある<sup>14</sup>。

2017年6月、約111,000人の閲覧者をもつ児童ポルノプラットフォームのElysiumが摘発され、連邦刑事庁、検察庁により閲覧が禁止された<sup>15</sup>。この時、起訴された運営者は40歳から62歳までの4人の男性であった。このプラットフォームは、性濫用の画像、動画がユーザーの趣向別に分類している他、男児、女兒、年齢層に分けたリアルタイムのチャットルームが複数言語で用意し、非常に専門的かつ構造的にネットを運営していた。

さらに検察の調べによると、Elysiumはこれまでの摘発例としてはもっとも大規模な児童ポルノの写真と映像を交換する取引市場「The Giftbox Exchange」にも参加していたことがわかった。オーストラリア警察とアメリカ当局が2016年に同取引市場を摘発。「The Giftbox Exchange」の運営者らは逮捕されていたが、ドイツの管理者らがElysiumとして独立していたのだ。「The Giftbox Exchange」がElysiumと異なる点は、「認証義務」がない点である。通常、児童ポルノのユーザーとなるためには、ユーザー自らが児童ポルノの映像・画像をアップロードし、仲間として認識される必要がある。しかし、Elysiumではその必要がなく、アカウントの設定のみでコンテンツにアクセスできた。このためElysiumはわずか半年の間に111,000ユーザーを獲得するに至った。

---

<sup>13</sup> 出典: Stern 誌オンライン版 2013/04/10

<https://www.stern.de/panorama/-cyber-grooming--prozess-die-perversen-chats-von-eugen-s--3018532.html>

<sup>14</sup> 出典: 弁護士に聞け(Frag einen Anwalt)記事「青少年によるポルノ文書の所有と流布について(Besitz Verbreitung von Jugend pornographischen Schriften)」2012/12/07

<https://www.frag-einen-anwalt.de/Besitz-Verbreitung-von-Jugend-pornografischen-Schriften--f205962.html>

<sup>15</sup> 出典: Spiegel 誌オンライン版 2018/08/02

<http://www.spiegel.de/panorama/justiz/limburg-vier-maenner-wegen-kinderporno-plattform-elysium-vor-gericht-a-1221430.html>



連邦刑事庁自らも認めているように、他国に比べドイツの摘発力は弱い<sup>16</sup>。例えば、米国では Google がユーザーのデータをスキャンすることが義務付けられている。全米行方不明・被搾取児童センター (National Centre for Missing and Exploited Children: NCMEC)<sup>17</sup>にある児童ポルノデータバンクにて自動的に照会され、一枚の画像でもヒットすれば警察の目に留まる仕組みになっている。しかし、ドイツではこのようなモニタリングプロセスは「通信の秘密 (Postgeheimnis)」(基本法 10 条 1 項)により禁じられているため、NCMEC などからの情報提供を受け、米国 Google からの報告により初めて発覚するケースがほとんどである。

検察庁のタスクフォースとして設置された「中央インターネット犯罪対策室 (Zentralstelle zur Bekämpfung von Internetkriminalität: ZIT)<sup>18</sup> では、コンピューターで合成された児童ポルノ写真を投稿し、ユーザーとして登録、その写真を悪用した個人の発信源を探るとり捜査を実施し、違法サイトの検挙に役立てようとしている (2018 年 8 月現在)。各国でもこうした対策は取られているが、合成写真は比較的容易に見破られるため、どの程度の効果が見込めるのかは未知数である。

## (2) 児童ポルノ等に関する統計

連邦刑事庁による児童ポルノに関する統計 (2017 年)<sup>19</sup>

連邦刑事庁がドイツ警察に対して行ったアンケート調査によると、ドイツ警察は 2017 年にインターネット上で 6,512 件の児童ポルノ犯罪記録があったと報告している。しかしこの件数は全数ではない。さらに 8,400 件の米国非営利団体からの情報提供による件数がこれに加わる。このほとんどは犯罪統計に記録されず、従って解決が図れないケースである。IP アドレスはドイツ国内のものではあるが、ある州の具体的な人物を同定するための情報が欠如していることが多く、特定の州に帰することができないため警察の記録に残せない現状である。このような未登録の件も含めると、国内、国外の件数を合わせ、2017 年にドイツ警察が把握している児童ポルノの件数は 14,900 件に上る。2017 年の警察犯罪統計 (PKS) に登録されたケースの解決率は 90%だが、海外のケースを含めると、その率は 40%まで衰退する。海外からの児童ポルノコンテンツに関する情報は、そのほとんどが米国の NPO 団体、NCMEC から寄せられるものである。同センターはインターネットプロバイダー、あるいは Facebook、Microsoft、Yahoo、Google などのサービスプロバイダーと連携しており、同センターが保有する児童ポルノデータバンクとの自動比較によって継続的に性濫用の写真、動画をスキャンしている。検出されたデータはインターネットサイトから速やかに削除され、その情報が NCMEC に送られる。同センターは IP アドレスを元にして情報を収集し、各国の警察の中央官庁 (ドイツでは連邦刑事庁) とその情報を共有している。

上記のように、警察犯罪統計には情報として寄せられたもののうち条件が揃った一部のものしか登録されていない。検証の結果、犯罪ではないとみなされる場合もあれば、プロバイダーから送られてくる IP

<sup>16</sup> 出典: 刑事庁プレス記事。2018/06/06

[https://www.bka.de/DE/Presse/Listenseite\\_Pressemitteilungen/2018/Presse2018/180606\\_KinderpornografieKlarstellung.html;jsessionid=672EDF9C2271EBCEEA47E8E8714C3451.live0601?nn=29858](https://www.bka.de/DE/Presse/Listenseite_Pressemitteilungen/2018/Presse2018/180606_KinderpornografieKlarstellung.html;jsessionid=672EDF9C2271EBCEEA47E8E8714C3451.live0601?nn=29858)

<sup>17</sup> 出典: 全米行方不明・被搾取児童センター (National Centre for Missing and Exploited Children: NCMEC) URL

<http://www.missingkids.com/home>

<sup>18</sup> 出典: ヘッセン州検察庁 URL

<https://staatsanwaltschaften.hessen.de/staatsanwaltschaften/gsta-frankfurt-am-main/aufgabengebiete/zentralstelle-zur-bekämpfung-der-0>

<sup>19</sup> 出典: 刑事庁プレス記事 2018/06/06

[https://www.bka.de/DE/Presse/Listenseite\\_Pressemitteilungen/2018/Presse2018/180606\\_KinderpornografieKlarstellung.html;jsessionid=672EDF9C2271EBCEEA47E8E8714C3451.live0601?nn=29858](https://www.bka.de/DE/Presse/Listenseite_Pressemitteilungen/2018/Presse2018/180606_KinderpornografieKlarstellung.html;jsessionid=672EDF9C2271EBCEEA47E8E8714C3451.live0601?nn=29858)

アドレスのデータが保持されていないために、ドイツ連邦州のどの州なのかが特定されず、犯罪として認知されないため統計には残らないという現状がある。ドイツでは、統計上の犯罪数が実質犯罪数を反映したものとは言えない状況である。

Jugendschutz.net による統計<sup>20, 21</sup>

州メディア監督機関が運営するポータルサイト Jugendschutz.net（青少年保護ネット）は、毎年「年次報告書」を発行している。以下、2017年と2016年の報告書に基づき Jugendschutz.net にて把握された青少年保護法違反の状況について紹介する。

Jugendschutz.net では、サイト上に寄せられた苦情情報と独自のモニタリングシステムにより、2017年に102,423件のコンテンツを審査した（2016年：121908件）。そのうち青少年保護メディア州協定違反として Jugendschutz.net がリスト登録を行った件数は7,513件（2016：6,011件）であった。そのうち901件については、運営者がドイツ国内であると同定された。Jugendschutz.net への削除対応要請のケースは、2017年1072件であった。そのうち748件が速やかにコンテンツの削除を行った。その成功率はドイツ国内の運営者に関しては83%と、昨年の74%から実績をあげている。海外については、6,612件の違反ケースを認め（2015年5,109件）、削除対応要請は9,044件であった。そして、そのうちの80%が削除された。この値は、2016年の64%、2015年の41%から大きく改善されている。

特に悪質なケースとして、青少年メディア保護委員会（Kommission für Jugendmedienschutz）への報告と監督、過料手続きを受けたケースが41件（国内のサイト運営者が対象）あり、ここでも2015年の118件、2016年の91件と比較すると確実にその件数が減っている。海外コンテンツについてはこうした手続きを取ることができないため、青少年メディア保護委員会に申請して連邦青少年有害メディア審査会のリストへの登録を要請する。このリスト登録により、当該の提供物は検索サイトに表示されず、青少年向けコンテンツから排除される。Jugendschutz.net が2017年、この青少年メディア保護委員会への申請、すなわち連邦青少年有害メディア審査会のリスト登録を要請したケースは188件であった。こちらも2016年の294件から件数が大きく低下している。

Jugendschutz.net にて登録された違反ケース7,513件のカテゴリーを見てみると、児童ポルノが41%で1位を占め、過去2年に比べ約4倍近くに増えている（2016：13%、2015：15%）、政治的過激主義に関するものが20%（2016：38%、2015：15%）、14%がその他ポルノに関わるもので（2016：21%、2015：26%）であった。2017年、青少年有害コンテンツ16%（2016：16%、2015年：20%）となっている。そして、それに続くカテゴリーとして、暴力6%、サイバーいじめ4%、その他15%と続いている。

特に児童ポルノについて、Jugendschutz.net は2017年に2,982件の登録を行った。これは2016年の約4倍の件数であった。そのうちの86%（2,550件）が外国のサーバーによるものであった。その国別の内訳は、米国33%、オランダ24%、ロシア22%であった。そしてその削除成功率は、国内サーバーでは100%、外国サーバーでは92%であった。ドイツ国内では削除までに平均4.8日、海外では7.8日かかっている。

違反コンテンツは、その約半数がプラットフォーム上で検出されている。特に大手のFacebook（14%）、YouTube（10%）、Twitter（6%）、Instagram（5%）、Tumblr（4%）が、大きな割合をしめていた。

---

<sup>20</sup> 出典: Jugendschutz.net 「年次報告書 (2017)」 <https://www.jugendschutz.net/fileadmin/download/pdf/bericht2017.pdf>

<sup>21</sup> 出典: Jugendschutz.net 「年次報告書 (2016)」 <https://www.jugendschutz.net/fileadmin/download/pdf/bericht2016.pdf>

## 7. 青少年のインターネット利用の際のフィルタリング・他の防御システムの種類と実態

### (1) フィルタリングについて (Jugendschutzprogramm) <sup>22</sup>

フィルタリングは、2003年にテレメディアの「成長を妨げる提供物 (entwicklungsbeeinträchtigenden Angeboten)」に該当するコンテンツの閲覧に対して導入された。これにより、家庭内で児童の年齢に合ったウェブサイトを選択し表示することが可能となった (青少年メディア保護州際協定 11 条)。2016年の青少年メディア保護州際協定の改正以降、青少年メディア保護委員会は自主規制機関とともにフィルタリングソフトの適正に関する要求仕様を定め、自主規制機関がフィルタリングソフトの適性判定を行っている。

フィルタリングに求められる要求事項とは以下のようなものである。なお、これらの要求事項はまだ暫定的なものであり、現状に合わせて変更も可能である。

- ・レイティング (Alterstufen) に応じて区別されたアクセスを可能とすること。
- ・インターネット上の提供物に付記された年齢制限表示 (Alterskennzeichnungen) を識別し読み取れること。
- ・「成長を妨げる提供物」を認識できること。
- ・認識の技術に標準化されたものを採用していること。(例えば拡張子 age.xml / age-de.xml)
- ・ユーザーが使いやすく、自主的に使えること。

以下、自主規制機関が認めたフィルタリングの一例として JusProg<sup>23</sup>というフィルタリングソフトを見ていく。

JusProg は、JusProg 協会が開発・運営する 13 歳以上の青少年を対象とした無料フィルタリングソフトである。2003 年、JusProg 協会は青少年向けフィルタリングソフトを開発する目的で、インターネットプロバイダー数社によって設立された。

2012 年、JusProg は青少年メディア保護委員会が認めたフィルタリングソフトとしての承認を受けた。2017 年 3 月には、青少年メディア保護委員会から承認の権限を引き継いだ自己管理機関の「マルチメディアサービスプロバイダー協会 (FSM)」からも承認を受けた。

ソフトの仕組みとして、JusProg はあるウェブサイトが読み込まれると、そのアドレスをソフトウェア内のフィルターリストと比較する。もし当該のウェブサイトがソフトに設定されたユーザー年齢よりも高い年齢層向けである場合、そのウェブサイトは表示されない仕組みとなっている。フィルターリストは、インターネット上で青少年の閲覧に不適切とされるあらゆるテーマ、コンテンツのジャンルを含んでいる。読み込まれたウェブサイトのアドレスは以下の優先順位にしたがって比較をうけ、表示の是非が決められる。

1. 連邦青少年有害メディア審査会のリスト登録を受けているサイト (絶対に表示されない)
2. 親のリスト (親が個別に表示するかどうかを設定)

---

<sup>22</sup> 出典: 青少年メディア保護委員会

<https://www.kjm-online.de/aufsicht/technischer-jugendmedienschutz/entwicklungsbeeintraechtigende-angebote/jugendschutzprogramm-e/>

<sup>23</sup> 出典: JusProg 協会 <https://www.jugendschutzprogramm.de>

3. 年齢制限ラベル ( age.xml / age-de.xml ) のあるもの
4. その他 JusProg のフィルタリストに登録されているもの

年齢制限ラベルの「age.xml / age-de.xml」とは2010年に標準化されたドイツのウェブサイトのレイティング拡張子である(本稿3章「ラベリング」の項を参照)。

## (2) フィルタリング利用実態

青少年(13歳以上)の年齢層を対象としたフィルタリング利用の実態を示すデータは見当たらない。しかしながら、児童(6歳から12歳)の親を対象としたドイツ南西部メディア教育研究協会(MPFS)の「Kim Studie 2016<sup>24</sup>」の調査が存在する。同調査によると、何らかのフィルター機能(ここではソフトだけではなくアプリや自己設定、検索トップページの限定なども含む)を利用していると回答した親は27%であった(調査総数831人:n=831)。全体の約20%の親がデスクトップコンピューター・ノートブック型コンピューターでフィルター機能を利用していると答え、10%がスマートフォン、7%がタブレットで対策を行っているとした。さらにゲーム機についても2%がフィルター機能を利用していると回答した。

831名の親のうち20%がフィルタリング用ソフトをインストールしていると回答し、スマートフォンに6%、タブレットに6%の親がそれぞれに相応するアプリをインストールしていると答えた。利用者が自らブロックするコンテンツを設定していく方式については、上記の専用ソフトの使用よりも少なく、14%がデスクトップコンピューター・ノートブック型コンピューター、7%がスマートフォンで、5%がタブレットで使用していると答えた。

次に、Windowsなどのシステムにオプションで組み込まれたソフトウェアコンポーネントを利用する方法があるが、これらはあまり積極的に利用されていない。13%の親がこれらを利用していると答えた。

さらに簡単な方法として、最初のトップページを児童向けのものに限定し、ここから児童に検索させる方法がある。しかし、93%の親はこの方法をとっていない。この方法は、特に若年(6歳から8歳ぐらい)の児童をもつ親に選択されている。こうしたトップページとして、児童向けポータルサイト「FragFINN」<sup>25</sup>「Klick-Safe」<sup>26</sup>「KIKA」<sup>27</sup>などが選ばれている。FragFINNは、同名の協会が運営する主に6歳から12歳を対象とした検索エンジンである。この中には、5,000の児童向け優良サイトが登録されている。児童向け優良サイトの基準として、FragFINNは同検索サイトに登録されるための評価項目一覧を作成し公開している。ユーザーにも児童向け優良サイトの推薦を募り、彼らの「ホワイトリスト」の拡張を目指している。Klick-Safeは欧州委員会の委託により、児童のインターネットリテラシーを推進するためのイニシアチブとして運営されているポータルサイトである。2014年に開始されたEUプログラム「Connecting Europe Facility (CEF)」の一環として運営されている。KIKAはテレビ局ARD、ZDFが運営する児童向けテレビチャンネルのオンライン版である。

---

<sup>24</sup> 出典: ドイツ南西部メディア教育研究協会 (mpfs: Medienpädagogischer Forschungsverbund Südwest) 「KIM Studie 2016」  
[http://www.mpfs.de/fileadmin/files/Studien/KIM/2016/KIM\\_2016\\_Web-PDF.pdf](http://www.mpfs.de/fileadmin/files/Studien/KIM/2016/KIM_2016_Web-PDF.pdf)

<sup>25</sup> 出典: FragFINN 協会 URL <https://www.fragfinn.de>

<sup>26</sup> 出典: Klicksafe URL <https://www.klicksafe.de>

<sup>27</sup> 出典: Kika URL <https://www.kika.de/startseite/index.html>

## 8. 青少年のインターネット利用に関する教育機関としての取組と主たる実態

### (1) インターネットリテラシーについての教育

現在、ドイツのインターネットリテラシーについての教育はほぼ個別の学校に任されている状態であり、連邦や州全体で体系的に導入されていない。教育現場におけるインターネット教育に関する具体的な立案はこれからの課題として認識されている。2016年12月、各州の文化大臣が集まる会議

(Kulturministerkonferenz: KMK) が開催され、その中で2021年までの学校内でのインターネット教育についての方針について合意した。以下は、同会議での合意内容である。

2017年から2021年までの予定で実施される「デジタル世界におけるリテラシー (Bildung in der digitalen Welt)」<sup>28</sup>では、全州で実践すべきインターネット教育の骨子について合意した。その主旨は、インターネットリテラシーのための教科を設けるのではなく、現在の教科科目全てにインターネット使用を盛り込み、その中からインターネットの正しい扱い方を学ぶという実践的な方策をとることである。そしてその目標は、児童達が主導権を持って危険なくインターネットの中で行動できるようになることである。ドイツにおけるデジタルリテラシーとは、情報の検索、編集、保存という単純な能力、インターネットによりコミュニケーションを取る、協力する、さらには自らもコンテンツを作成し発信する能力も含まれる。どの能力においても、個人情報保護を、デジタルツールやプログラムを評価して使用する、デジタルメディアを分析する、反映させることが必要となる。

したがって、教師は教育現場でのデジタルメディア利用の第一世代となる。デジタルメディアを有効に活用しながら、本来の授業内容も専門的、教育的に伝えることができなければならない。この教育方針については、今後の文化大臣会議で中長期的に教員養成、教員研修の標準を構築していくことになる。

この「デジタル世界におけるリテラシー」の実施に際しては、学校のデジタルインフラが前提となる。州の文化大臣らは早急に学校のデジタル環境の実態を調査することになった。学校のデジタルインフラ敷設について、連邦はすでに50億ユーロ規模のデジタルパケットの予算を採択している。<sup>29</sup>しかしながら、実際のコストはそれをはるかに上回り、州も負担を強いられると想定されている。ハンブルクの文化大臣Ties Rabeは、自州内ですでにインターネット教育の取組が進んでいる学校に絞って工事したとしても年間の投資額は30億ユーロ規模に上ると試算している。

ドイツの親は学校教育にインターネットを導入することについて懐疑的な態度をとることが多い。この点について、学校外で児童がいつからどのような形でインターネットに接触するのかを決めるのは親であるが、学校内は州の権限下にあるので、学校教育計画に対して親が口出しする権利を持たない、ということ合意書文に記載した。

---

<sup>28</sup> 出典: 州文化大臣会議 URL「デジタル世界におけるリテラシー (Bildung in der digitalen Welt)」  
[https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2017/Strategie\\_neu\\_2017\\_datum\\_1.pdf](https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2017/Strategie_neu_2017_datum_1.pdf)

<sup>29</sup> 出典: 連邦教育研究省プレス記事 デジタルパケット・スクール (Digitalpakt Schule)  
<https://www.bmbf.de/de/mit-dem-digitalpakt-schulen-zukunftsaehig-machen-4272.html>

## (2) スマートフォンの学校への持ち込みについての議論<sup>30, 31</sup>

ドイツの隣国であるフランスでは、2018年秋から法律で学校での携帯利用が法律で禁止された。小学校の準備学校、小学校、中学校でも禁止され、唯一この法律の対象とならないのはリセと呼ばれる後期中等教育機関に通う16歳以上の青少年達である。

ドイツでは各州が教育制度を管轄するため、携帯電話の持ち込みについても州に決定権がある。最も厳しいのはバイエルン州であり、2006年から州学校法(das baylische Schulgesetz)で携帯の禁止が決められている。それによれば「校舎、校内での携帯電話、授業での使用目的ではないデジタル端末機器の持ち込みを禁止する」とある。

しかし、法律で明文化されていなくても、実際には校則で何らかの携帯電話禁止規則があるのが普通である。ミュンヘン工科大学が2015年に実施した調査<sup>32</sup>では、アンケートに答えた生徒のうちの84%が学校内では携帯電話利用の禁止があると答えている。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、教師がいつ携帯電話を使用しても良いかに関する規定まである。サイバーいじめなどが発覚した場合には、長期的に携帯電話の使用を禁じる場合もあるという。

携帯電話の禁止を支持するものは、過度な使用が授業の邪魔になるからだと主張する。文化大臣会議でもこの点は支持されている。同会議では、「授業妨害ということで教員が携帯を没収することは、教育的指導の一環であり許可される」としている。しかし、フランスのような全面的禁止については繰り返し反対する姿勢をとっている。同様に、学校連盟であるドイツ教育協会(VBE)も学校での携帯持ち込み禁止には反対している。政治サイドでは、近い将来、学校の授業もデジタル化していくことが明らかで、法律的な禁止が無意味になると考えている。全州合意のもと、教育現場でのデジタル化が進められている中で、携帯禁止の法律は矛盾した州法と映る。また、少なくとも生徒が授業中の携帯使用禁止など、すでに何らかの禁止措置を受けているので、さらに法律で禁止することは余剰であると考えている。

これとは反対に、ドイツ教員連盟(DL)は14歳までの生徒について、学校内への携帯持ち込みを禁止すべきであるとの見解を明らかにしている<sup>33</sup>。その主張は、携帯電話はサイバーいじめの主たる道具だからであるという。現代のいじめはほぼ100%サイバーいじめであると言っても良い。学校内でも休みなく自己否定にさらされれば最悪のケースとして生徒が自殺を選ぶ危険性もあるという。

## 9. 青少年のインターネット利用に関するワーキンググループ等民間の取組と主たる実態

### (1) マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会

マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会(Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter e.V.: FSM)<sup>34</sup>は、「青少年メディア保護委員会(Kommission der Jugendmediaschutz)からの認可を受けた、自主規制業界団体である。同協会に加盟することで、青少年保

<sup>30</sup> 出典: Tagesschau 紙オンライン版 2018/07/31 <https://www.tagesschau.de/inland/handyverbot-an-schulen-101.html>

<sup>31</sup> 出典: Berliner Morgenpost 紙オンライン版 2018/07/31

<https://www.morgenpost.de/politik/article214977263/Handyverbot-an-Schulen-Was-ist-in-Deutschland-erlaubt.html>

<sup>32</sup> 出典: 「第二段階の数学・理系授業におけるデジタルメディア。利用可能性、実施と効果 (Digitale Medien im mathematisch-naturwissenschaftlichen Unterricht der Sekundarstufe Einsatzmöglichkeiten, Umsetzung und Wirksamkeit.)」国際教育比較研究センター調査報告書。ミュンヘン工科大学。 <https://www.waxmann.com/?eID=texte&pdf=3766Volltext.pdf&typ=zusatztext>

<sup>33</sup> 出典: IT ニュースポータルサイト Heise online 記事。2018/09/07

<https://www.heise.de/newsticker/meldung/Lehrerverband-will-Handyverbot-fuer-Schueler-bis-14-4157482.html>

<sup>34</sup> 出典: FSM URL サイト。 <https://www.fsm.de/de>

護法に基づく運営を義務付けられる代わりに、当局からの追及・秩序違反等の仲裁などを受けることができる。

行動規範は一般的な「ソーシャルコミュニティーズ行動規範」、さらに加盟社の業種別に「検索エンジン行動規範」、「携帯プロバイダー行動規範」、「チャット提供者行動規範」に区分されている。協会は所属する加盟社に対してこれらの規範を遵守させることにより、業界の自主性を保ち、加盟社は青少年メディア保護委員会（州当局）からの直接的な制裁から守られる関係にある。以下は、それぞれの規範の簡単な説明である。

- ・ ソーシャルコミュニティーズ行動規範

一般的な行動規範であり、青少年利用者のコンタクトやコミュニケーションリスクにおける具体的な対処法を含む。特にコンテンツ内でプライバシー保護の設定が可能であること、利用者に対する啓発の実施などに関する規範である。

- ・ 検索エンジン行動規範

特に検索エンジンを運営する企業についてこの行動規範が適用される。この行動規範は、連邦青少年有害メディア審査会により有害な内容を含むとして「リスト登録」された URL を速やかに閲覧禁止とすることを規定する。

- ・ 携帯プロバイダー行動規範

携帯プロバイダーはこの行動規範により、青少年保護に関する以下のような措置を導入することを義務付けられる。すなわち、青少年ホットラインの設置、青少年インターネット利用啓発のためのウェブサイトの設置である。

- ・ チャット提供者行動規範

この行動規範は、チャット利用による性被害、ネットいじめなどのリスクから青少年を保護する措置を導入することを含む。

## (2) 苦情相談室

マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会はインターネット経済協会（Verband der Internetwirtschaft e.V.: eco）と共同で、インターネットサイトについての苦情相談室（internet-beschwerdestelle.de）を設けている。このインターネット経済協会は、青少年有害情報に照らして苦情を審査する団体である。審査結果として違反が認められた場合、協会は会員に対して以下のような制裁を科すことができる。

- ・ 指摘
- ・ 勧告
- ・ 懲戒
- ・ 除名

ただし上記の処置が下される場合の判定基準などは設けられていない。

一般からインターネット苦情相談室に寄せられた情報はまず法律家の審査を受ける。仮に情報が青少年メディア保護法または関連する刑法による規制に該当する場合、インターネット苦情相談室は次の措置を

とる。コンテンツの提供者に対して直接内容の変更を求める、つまりホストプロバイダーにコンテンツの削除を依頼する。悪質なケースの場合、苦情を青少年メディア保護委員会に持ち込む。ドイツ以外のサーバーにある違法コンテンツの場合、eco と FSM は情報を INHOPE ホットライン<sup>35</sup>に送付する。また同時に、連邦青少年有害メディア審査会にも伝える。海外由来の有害メディアをリストに登録した際、そのテレメディアで認証された自主規制機関にその情報を渡し、フィルタリングソフトウェア(例えば、JusProg.eV.)の非表示リストに反映させる。

インターネット苦情相談室では eco と FSM とで苦情内容の担当を以下のように区別している。

FSM: ウェブサイト、携帯電話アプリ、チャット

eco: ニュースグループ、スパムとメール、フォーラム、Peer-to-Peer (P2P)

苦情相談室は EU の「Safer Internet Center」のドイツ内センターの一つとして EU 委員会から支援を受けている。また欧州委員会からの助成による閲覧者年齢の自動認識のためのプロジェクト MIRACLE にも参画する<sup>36</sup>。

### (3) フィルタリングソフトウェアの認証

マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会 (FSM) は、2016 年よりフィルタリングソフトウェアの認証業務を行っている。青少年メディア保護委員会が定めた要求事項に基づき審査を行い、認められた製品は以下のロゴを貼り販売することができる。

---

<sup>35</sup> 出典: 国際インターネットホットライン協会 (International Association of Internet Hotlines: INHOPE)

<http://www.inhope.org/gns/home.aspx> INHOPE は国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999 年に設立された。2015 年 3 月末時点で 51 団体 (45 の国・地域) が加盟している。

<sup>36</sup> 出典: EU プロジェクト「Miracle」 <https://www.miracle-label.eu>



## 【マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会によるフィルタリングソフト認証ロゴ】

図 G1-7



出典：マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会

### (4) 映画ビジネス自主規制協会オンライン (FSK.online)<sup>37</sup>

映画ビジネス自主規制協会 (FSK) は、2011 年にインターネットサイトを対象とした自主規制機関として認可を受ける。FSK はもともと映画、DVD、Blue-Rays などの映像メディアのレーティング機関であった<sup>38</sup>。現在も DVD や Blue-Rays の鑑賞年齢規制 (0 歳、6 歳、12 歳、16 歳、18 歳のカテゴリーがあり) は映画ビジネス自主規制協会の審査によるものであり、ドイツで流通・販売される全ての商品を審査対象としている。

インターネットの自主規制機関としての FSK.Online は、会員登録したネットコンテンツの提供者を当局の制裁などから守る一方、内部是正を促すことで当局の介入を仲裁する役割を果たす。会員は法律に適合したネットコンテンツの作成について継続的にコンサルティングを受ける。FSK.Online 会員は、ネットに FSK.Online 公認サイトであることを示すロゴ (以下) を使用することができ、青少年に適切な情報源であることを利用者に示すことができる。年会費は、3,000 ユーロ。またインターネットサイトの立ち上げ時に、コンテンツ、表現方法などが青少年保護法の観点から適正であるかどうかを事前にチェックしてもらうこともできる。審査料は、300 ユーロ。

## 【映画ビジネス自主規制協会による認証サイトロゴ】 図 G1-8



出典：映画ビジネス自主規制機関 FSK ( Filmwirtschaft Selbstkontrolle ) <https://www.fsk.de>

<sup>37</sup> 出典：映画ビジネス自主規制協会オンライン URL。 <https://www.spio-fsk.de/?seitid=559&tid=466>

<sup>38</sup> 出典：映画ビジネス自主規制機関 FSK ( Filmwirtschaft Selbstkontrolle ) <https://www.fsk.de> エンターテインメント自主規制機関 USK (Unterhaltungsselbstkontrolle) <http://www.usk.de>

#### (5) ソフトウェア事前審査機構オンライン (USK.online)

2011年、USK.Onlineは青少年メディア保護委員会からインターネットサイトを対象とした自主規制機関として認可を受ける。現在、40社を会員としている。ソフトウェア事前審査機構 (Freiwillige Selbstkontrolle Unterhaltungssoftware: USK)はもともとコンピューターゲームのレーティング機関であった。現在もコンピューターゲームの年齢制限 (0歳、6歳、12歳、16歳、18歳のカテゴリーがあり)はソフトウェア事前審査機構の審査によるものであり、ドイツで流通販売される全てのコンピューターゲーム商品が審査対象となる。USK.Onlineはオンラインゲームを始め、SNS、映画の予告編ビデオ (トレーラー)、モバイルアプリなどの提供者らを会員とする。製作者が青少年保護の観点を全て熟知しこれを製品に完璧に反映することは難しい。USK.OnlineもFSK.Online同様、青少年保護法の観点からコンテンツ内容を鑑定し、不用意な当局からの介入から会員を守る役割を果たす。鑑定書は20ページから30ページほどのレポートとして会員に提出される。その中で、法から逸脱した表現の指摘のみならず、どのようにすれば、年齢制限をあげずに済むか、つまり技術的なブロック処置を行わずに済むかといったアドバイスを行う。

2018年、青少年メディア保護委員会とソフトウェア事前審査機構 (USK)は、Nintendo Switch<sup>39</sup>に搭載されたフィルタリング機能と年齢認証システムである「任天堂アカウントシステム」が青少年メディア保護州際協定への適性があると認めた。単体のシステムとしては初めての認可となった。

任天堂のフィルタリングシステムは、個別のフィルター要素を相互に組み合わせたものだ。親はゲームへのアクセスを児童の年齢に応じて設定することができ、さらに児童のゲーム時間を管理することもできる。システムは設定された児童の年齢を参照し、適正年齢を超えるゲームをブロックする。このブロック機能はゲームの初期設定時に設定するか、のちにシステム設定から変更ができる。また、任天堂スイッチのオンラインショップへのアクセスでも、このフィルタリング設定が有効となる。オンラインショッピングの利用にはアカウントとPINコードが必要であり、利用者の年齢に合わせた商品のみが表示される。

#### (6) 情報経済・テレコミュニケーション・新メディア連邦協会 (Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.: 通称 Bitkom)

Bitkomは、連邦最大のIT事業者団体として、青少年のインターネット利用に関する様々な取組を行っている。

#### (7) デジタル機会財団 (Stiftung Digitale Chancen)<sup>40</sup>

連邦家族省が取り組むインターネットリテラシー向上のための国家プロジェクト「メディアとともに健全な成長 (Gutes Aufwachsen mit Medien)」の事務局が、デジタル機会財団内に設置されている。デジタル機会財団は、2002年にブレーメン大学とAOL Deutschlandによって発足した。さらに、Accenture、Hubert Burda財団、Dr. Herbert Kubicek教授、およびTelefónica Deutschland (ドイツの携帯電話プロバイダーの一社)も財団発起人である。そもそもあらゆる年齢層、社会層へのインターネット機会の普及

<sup>39</sup> 出典: ソフトウェア事前審査機構プレス記事 2018/05/03

<http://www.usk.de/service/presse/details-zum-presseartikel/article/erste-jugendschutzprogramme-fuer-geschlossene-systeme-als-geeignete-beurteilt/>

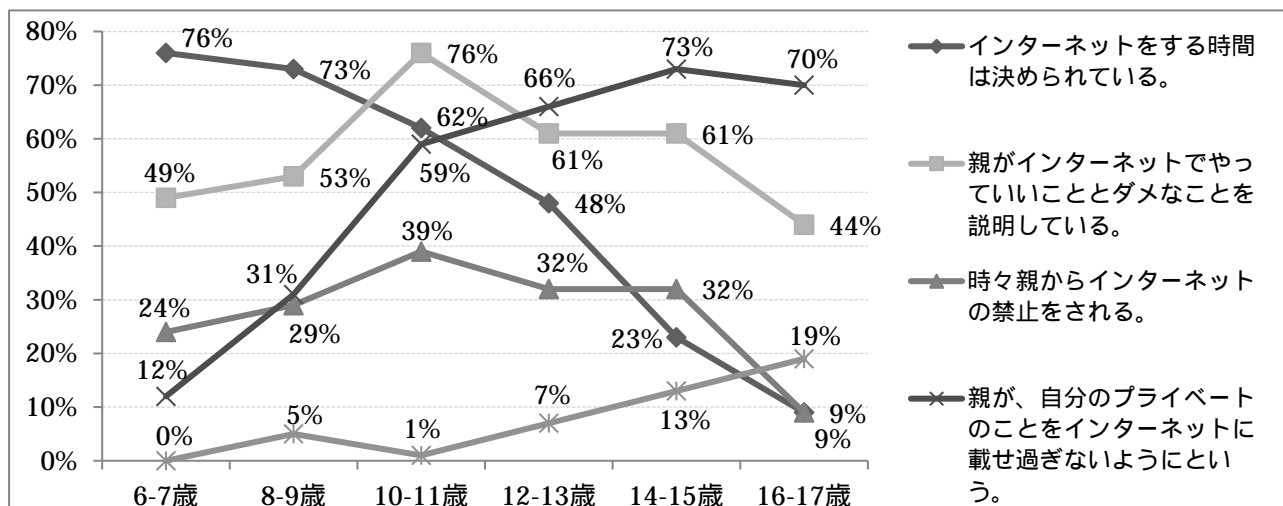
<sup>40</sup> 出典: デジタル機会財団 URL. <https://www.digitale-chancen.de>

を目指した政府政策プロジェクト「みんなのインターネット(Internet für Alle)」(連邦経済技術省の政策)時に誕生した。連邦経済技術省および連邦家族省が、同財団を賛助している。

### 10. 青少年のインターネット利用に関する家庭での話し合い並びにルール設定等の傾向

Bitcom 調査(2017年)のインタビュー調査により、家庭でのインターネット利用のルール設定状況が明らかとなった。被験者となった815名の児童、青少年に対して複数回答可で、以下のような質問をしている。

【年齢別家庭でのインターネット利用に関するルール】図 G1-9



母数 6-18 歳までのインターネット利用者 (n 数=815) 複数回答可能。  
出典: Bitkom Research

まず、「親がインターネットの利用時間を制限しているか」という問いに対して、「はい」と答えた生徒の数は年齢とともに減っている。青少年期と言われる14歳から15歳では23%が、そして16歳から18歳では10%未満が制限とされていると答えている。また、時間的な制限はほぼされていないことがわかる。この傾向を支持するのが「親はインターネットで何をしても何も言わない」という設問であり、年齢とともに割合は上昇している。ただ、その割合も19%であることから、全く野放しの状態ではないこともわかる。

8歳から9歳、10歳から11歳との間で大きく傾向が変化している設問として、「親がインターネットでやっていいこととダメなことを説明している」、「時々親からインターネットの禁止をされる」そして「親が、自分のプライベートのことをインターネットに載せ過ぎないようにという」が挙げられる。インターネットとの付き合い方について、親が家庭でも指導を始めるのがこの頃ということになるが、これは同じくBitKomの調査で、自身のスマートフォンの保有率が9歳から13歳の間で急激に増加する傾向と一致している。

また、「親が、自分のプライベートのことをインターネットに載せ過ぎないようにという」という設問を肯定した被験者は年齢とともに増え続けるが、これはフェイスブックをはじめとするSNS利用を親が心配していることを反映している。

## 11. 青少年のインターネット利用環境に関する実態における現状での問題点の把握

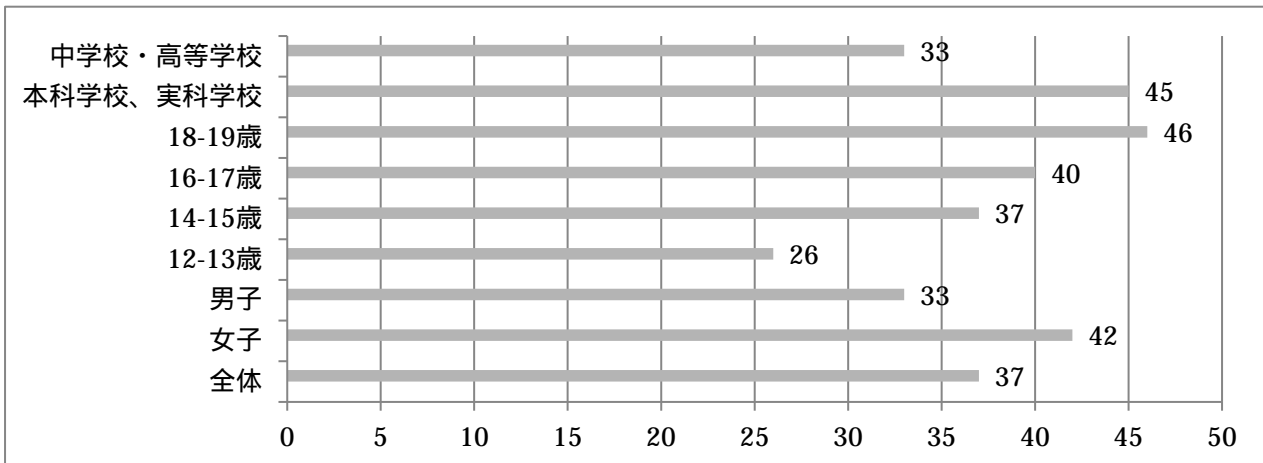
現在、ドイツにおいては、青少年のスマートフォン保有率の高さから、ネット環境は青少年の生活の一部となっている。また、スマートフォン所有の若年化とともに、有害情報に晒される、あるいは性被害などが深刻化している。極右勢力によるプロパガンダや児童ポルノなどのインターネットを利用した犯罪が増加する傾向にある。

こうした有害情報の流布については、外国籍の SNS が現在 50% を占める。海外のコンテンツについては効果的な削除措置ができない反面、国内では措置がよく効いている。また、インターネットリテラシーについて学校で学ぶ機会が与えられていない状況である。学校のデジタル化は、徐々に進む傾向にあるが、現状では個別の学校の取組に任されている。また、親たちはデジタル化にしばしば懐疑的な立場をとっている。

そうした中、青少年のインターネット利用の新しい問題としてサイバーいじめが存在する。インターネットいじめは犯罪として規定されていないものの、特に青少年のインターネット利用で潜在化してきた問題である。青少年のスマートフォンの保有率の増加と様々な SNS ツールの登場により、青少年同士の個人情報交換を通じて、インターネットいじめという新たな問題が生じ、社会問題になっている。

2017 年の JIM 調査の中に「インターネットいじめに関する実態調査<sup>41)</sup>」が記載されている。これによると、「対象者の周囲の者がインターネットでいじめられたのを経験した」という質問に対して 37% が「YES」と答えている。特に年齢が上がるに連れてインターネット上のいじめ問題に遭遇することが多く、18 歳から 19 歳では半数近くが周囲のネットいじめを経験している。ネットいじめに遭う可能性は教育環境にも関係している。本科学校(Hauptschule)、実科学校(Realschule)で 45% であり、ギムナジウム(Gymnasium)の 33% を大きく上回る<sup>42)</sup>。

【知り合いの中で携帯電話やインターネットでのいじめ対象になった者がいる】図 G1-10



出典：2017 年 JIM 調査資料「インターネットいじめに関する調査実態」

<sup>41)</sup> JIM 調査 2017 P59

<sup>42)</sup> 本科学校、実科学校は卒業後就職することを前提とし、ギムナジウムは卒業時にアビトゥア資格をとって大学進学を目指す学校。

## 第二章 青少年のインターネット利用環境に関する制度、法令・罰則規定等による対策と事例

### 1. 各法整備に至る背景と法整備による対策の現況一般

(1) 青少年メディア保護州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag; Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien) 改定の背景

青少年メディア保護州際協定は、放送とテレメディアにおいて、児童と青少年の発育、教育を阻害、脅かす情報から児童と青少年を保護し、彼らの人間の尊厳と刑法典に定められた権利とを包括的に保護することを目的とする(1条2項)。

携帯メディアに関する青少年保護が青少年保護法の規律対象である一方、放送、通信分野については本協定が規律する。前者が連邦法であるのに対して、後者は各州間の協定という形をとる。このような相補的管轄の考え方は、基本法30条の「州の文化主権(Kulturhoheit der Länder)」に基づく。文化、すなわち、言語、学校、教育、芸術、放送に係る施策については、州が特に連邦から指示を受けることなく決定できる。一方で、州は連邦と州とのサブシディアリティー(補完性)の範疇を超える州の自立性は認められていない。

2002年の制定後、2010年に同協定の見直しをめぐる議論が起こった。同年6月、州首相らが第14回放送法則改正州際協定(Rundfunkänderungsstaatsvertrag)に調印、これによって青少年メディア保護州際協定が改正された。

この論点は、インターネットコンテンツに関する年齢表示導入の是非であった。反対派はかねてより実用的でなく、法的に不安定であると主張。そもそも年齢表示の導入が、青年保護の強化につながるのかが疑わしいと論じた。もともと映画やテレビについての規則を無理やりインターネットにも応用しようとしているだけではないかと主張した。さらに、改正前の協定でもウェブサイトの運営者は内容の年齢適性を推定して、内容に応じた対応することが義務付けられていた(同協定5条3項)。このため、年齢表示は形式の追加に過ぎないとした。情報法の専門家のThomas Hoeren、弁護士のUdo Vetter両氏はさらに進んで「このようなラベル貼りをし、中央から統制可能とすることは将来的な検閲インフラの強固な布石となり危険」と批判した。

一方、賛成派らはコンテンツを自ら分類することは自主規制原則の強化になると考えた。例えば、この分類によりオンラインでの放映時間の制限ができて実践的であるとした。

2010年12月、当時のノルトライン・ヴェストファーレン州の政権(SPD党と緑の党)は、青少年メディア保護州際協定の改正に反対することを表明した。さらに、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州では協定改正に関する話し合いが議題から外されてしまった。そこで、協定改正は破綻した。結局のところ、今日までインターネットサイトにおける年齢制限表示は行われていない。

2015年12月3日、州首相らは第19回放送法則改正州際協定に調印した。これにより青少年メディア保護州際協定の改定が改正され、2016年10月1日に施行された。

## (2) 改正のポイント（年齢制限認証における確認手続の導入）

協定の改正後、年齢制限認証（レイティング）について新しい確認手続（Bestätigungsverfahren）が導入され、携帯メディアとテレメディア両方の領域で年齢制限評価の標準が統一された<sup>43</sup>。

これまでは映画、ゲームなどの携帯メディアは映画ビジネス自主規制協会とソフトウェア事前審査機構によって青少年保護法に基づく、年齢制限認証を受け（青少年保護法 12 条、14 条）、その評価が、青少年保護州際協定の 5 条 4 項に基づき、テレビなどテレメディアの分野で、推定的に適用され、該当する放映時間帯に割り当てられてきた。

改正後は、映画ビジネス自主規制協会とソフトウェア事前審査機構だけでなく、青少年メディア保護委員会から認可された自主規制機関の USK、FSM、USK.online、FSK.online による年齢制限評価も必要となる。それは、その内容が携帯メディアの対象になりうるからである。したがって、青少年メディア保護委員会の確認手続（Bestätigungsverfahren）が必要となり、最終的に上級州青少年局（OLJB）に管轄されることになった。つまり、テレメディアの放送番組やドラマ、オンラインゲームなどが、テレビでの放映を終えた後に、ネット上や、DVD、ブルーレイなどで公開されるケース等があるからである。

確認手続を申請できるのは、認可された自主規制機関および年齢制限について確認を取りたいと考えている第三者である。新しい青年メディア保護州際協定はレイティングの確認手続の期限を、申請が正式に受理されてから 14 日以内としている。迅速な手続きを可能とするために、青少年メディア保護委員会の委員長が審査官を名乗り、個別ケースの対応のために、各州メディア監督機関である LMK、MAHSH、NLM、BLM 内に設置された、4 つの審査グループ会リーダー（Prüfgruppensitzungsleiter）を動員している。確認作業は 7 日以内に完了することになっている。

確認作業では、申し込みベースで、自主規制機関が行ったレイティングが、判定基準の枠を超えていないかを審査する。実際に内容を閲覧し、各年齢制限の判定基準の枠から出ていないかどうかを確認する。各審査グループ会リーダーの確認作業に基づき、青少年メディア保護委員会の年齢制限判断が適切でないとした場合、そのコンテンツは別途青少年メディア保護委員会の審査にかけられる。

## (3) 青少年メディア保護州際協定における閲覧制限

同協定では、有害メディアの取り扱いについてコンテンツを 3 つに区分している。それらは、絶対に許可されない提供物（4 条 1 項）（absolut unzulässige Angebote）、単純に許可されない提供物（4 条 2 項）（einfach unzulässige Angebote）、成長を阻害する提供物（5 条）（entwicklungsbeeinträchtigende Angebote）である。

成長を阻害する提供物あるいは（単純に）許可されない内容を提供する一般アクセス可能なテレメディア運営者及び検索エンジン運営者は、青少年保護委任者（Jugendschutzbeauftragter）を任命しなければならない（7 条 1 項 2 文及び 2 項）。従業員数が 50 名未満または月間アクセス数が平均 1000 万回を超えない運営者については、任意の自主規制機関（Freiwillige Selbstkontrolle）に加入していることを条件にこの義務が免除される。

---

<sup>43</sup> 改正内容について <https://blmplus.de/jugendmedienschutz-aenderungen-im-staatvertrag/>

絶対に許可されない提供物 (Absolut unzulässige Angebote) (4条1項)

「絶対に許可されない提供物」はどのような条件においても表示されてはならない。大抵の場合、これらは刑法典で処罰対象とされているものがある。児童・青少年だけではなく、成人も許されていない対象として以下のものがある。

- ・ 児童、もしくは青少年を対象とし、不自然に性を強調したポーズで表出しているもの (4条1項1文、No. 9)
- ・ ポルノグラフィーで、暴力、児童、もしくは青少年の性濫用、もしくは人間と動物の性行為を対象としたもの (バーチャルも含む) (4条1項1文、No. 10)
- ・ 青少年保護法 18条リストのパート B、あるいはパート C の内容、あるいは本質的に内容がこれに準じる内容 (4条1項1文、No. 11)

以下は、青少年保護法 18条のリストの分類についての説明である。

1. パート A にはパート B、C、D に分類されていない全ての携帯メディアが分類される。
2. パート B にはパート D に分類されていない携帯メディアで、連邦有害メディア審査会の推定により刑法典 86 条、130 条、130a 条、131 条、184a 条、184b 条 184c 条にある青少年有害情報とされるものが分類される。
3. パート C には、公開自体が青少年を害するため 24 条 3 項 2 文に基づくリスト掲載の公開ができないという理由でパート A に載せられず、またパート D にも分類されない携帯メディアが分類される。
4. パート D には、公開自体が青少年を害するため 24 条 3 項 2 に基づくリスト掲載の公開ができないという理由でパート B に載せられず、また連邦有害メディア審査会の推定により刑法典 86 条、130 条、130a 条、131 条、184a 条、184b 条 184c 条にある青少年有害情報とされるものが分類される。

刑法典 86 条は「憲法に違反する組織のプロパガンダ手段」を規定している。130 条は「民族を扇情する内容」、130a 条は「犯罪の手引き」、131 条は「暴力描写」について規定する。184 条は「ポルノ文書」についての罰則であり、184a 条は「暴力ポルノ・動物ポルノ」、184b 条 および 184c 条は「児童・青少年ポルノ」を詳しく規定する。(各条文については、第一章 3. に詳述。)

(単純に) 許可されない提供物 (Einfach unzulässige Angebote) (4条2項)

単純に許可されない提供物とは、提供者側によって適切に管理され、成人のみアクセスできるテレメディアのことをいう。提供者は、児童、青少年の目に触れさせないように対処する必要がある。提供者は、年齢確認システム (Altersverifikationssystem: AVS) の利用が前提となる。このカテゴリに分類される内容として、以下のものが挙げられる。

- ・ 4条1項にあたらないポルノグラフィー。
- ・ 成長を阻害する提供物とは青少年保護法 18条リストのパート B、あるいはパート C の内容、あるいは本質的に内容がこれに準じる内容のものである。(4条2項1文)

- ・ 拡散メディアの特殊な効果を考慮して、児童、青少年の発達、あるいは自己責任性、社会性のある人格への教育を脅かすことが明らかとされる提供物。

#### 成長を妨げる提供物（5条）

成長を妨げる提供物とは、児童、青少年の発達、あるいは自己責任性、社会性のある人格への教育を妨げると考えられるものである（5条1項）。このような内容は、同協定の5条2項に基づき児童青少年の年齢制限に応じて規制される（レイティング）。

さらに、広告とテレショッピングにおける青少年保護は、青少年メディア保護州際協定の6条にて規定されている。有害メディアに該当するような内容の広告は、児童向けの提供物（児童用のテレビ番組やコンテンツなど）に表示されてはならない。また児童、親に対して直接的な購買勧誘（unmittelbare Kaufaufforderung）をしてはならない。

#### 罰則規定

4条2項1文3号と同項2文に違反する表現を行った者は、1年以下の懲役刑又は罰金に処される。過失の場合は減刑される（23条）。その他の有害表現の公表には、最高50万ユーロの過料が科される可能性がある（24条）。

#### （4）ネットワーク執行法（Netzwerkdurchsetzungsgesetz、俗称：Facebook法）<sup>44</sup>

SNSでの法執行を改善するための法律（Gesetz zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken）

2015年9月、連邦法務省、および連邦家族省はインターネット上の違法なヘイトスピーチに関する対応を協議するワーキンググループ（Umgang mit rechtswidrigen Hassbotschaften im Internet）を立ち上げた。当時、SNS上でのヘイトスピーチに関する問題が深刻になったこと、Twitter、Facebook上の有害コンテンツの削除が効果的に行われていなかったことが挙げられる。Heiko Maas法務大臣当時は当初立法を考えておらず、企業の自主管理を尊重する予定であった。

しかし、苦情情報の処理時間をめぐり企業側とMaas大臣との間で意見が対立。企業側は24時間以内に苦情内容を「審査する」との対応を提起したが、政府側はそれでは遅いとした（実際には24時間以内にブロック、削除が義務付けられた）。2017年、Jugendschutz.netは1月、2月の2ヶ月間で、代表的なSNSの苦情処理に関する調査を行った<sup>45</sup>。Facebookではユーザーから寄せられた苦情で、処罰対象となる情報が、削除もしくはブロックされた割合は39%にとどまり、24時間以内に削除されたコンテンツは33%であった。Twitterでは1%が削除され、24時間以内の対応はゼロであった。これに対してYouTubeでは90%の処罰対象の苦情情報が削除され、82%が24時間以内に対応されていた。この調査結果から連邦政府は企業の自主管理では不十分であるとの判断をし、立法に踏み切った。

<sup>44</sup> 出典：ネットワーク執行法（Netzwerkdurchsetzungsgesetz）<https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/>

<sup>45</sup> 連邦法務消費者保護省。プレス記事 2017/03/14

[https://www.bmfv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2017/03142017\\_Monitoring\\_SozialeNetzwerke.html](https://www.bmfv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2017/03142017_Monitoring_SozialeNetzwerke.html)



最初の法案は曖昧な表現が多く、また一部のメールプロバイダーやメッセージの運営者も対象となっていたため各方面の反対にあい、これら団体を外したのち 2017 年 6 月 30 日、選挙前最後の連邦議会にて法案が可決された。

#### 規制される情報の内容

本法で規制されるのは以下の 20 の刑法典にある犯罪である。有害メディアに該当するものに加え、誹謗・中傷、脅迫に該当する情報も対象となる。具体的には、違法組織のプロパガンダ手段を流布すること（86 条）、違法組織のマークを使用すること（86a 条）、国家を重大な危険にさらす暴力行為の企て（89 条）、国家を重大な危険にさらす暴力行為を指導すること（91 条）、国全体を陥れるようなデマ（100a 条）、犯罪行為を公共で求めること（111 条）、犯罪行為の予告により公共の平和を乱すこと（126 条）、犯罪組織の結社（129 条）、海外犯罪、テロ組織への加入（129 条）、民衆扇動（130 条）、暴力騒動（131 条）、犯罪行為の褒賞、是認（140 条）、宗教上の侮辱（166 条）、児童ポルノの流布、獲得、所持（184b 条）。ポルノコンテンツをテレビ、テレメディアなどで提供することや、児童、青少年ポルノのコンテンツをテレメディアで閲覧すること（184d 条）、侮辱罪（185 条）、誹謗・中傷罪（186 条、187 条）、画像撮影によるプライバシー侵害（201a 条）、脅迫（241 条）、公的データの捏造（269 条）

#### 同法のポイント<sup>46</sup>

##### (a) 効力のある苦情処理手続き

効力のある透明性のある苦情処理管理を行う。SNS 事業者は、以下のような義務を負う。利用者に対し認識しやすい、直接届く、そして常に利用可能な苦情相談の手続きを提供する。ユーザーの苦情を速やかに認識し、処罰の重要度について検討する。

明らかに処罰対象となる内容については、苦情が入ってから 24 時間以内に削除、あるいはブロックする。いかなる処罰対象となりうる内容も、苦情を受けてから通常 7 日以内に削除、閲覧禁止、あるいは承認された自主規制機関に渡し、その指示に従う（自主規制機関は 7 日以内に苦情内容の処罰性に関して判断する）。ユーザーに苦情内容に関するあらゆる決定をも情報提供し、その根拠を示す。

##### (b) 報告義務

SNS 事業者は、刑法上重要な苦情の対応状況について半年毎に報告する義務がある。この報告書は苦情件数、ネットワークの決定事例、苦情を担当する課の人数、スキルについての内容を含む。報告は、インターネット上で公開しなければならない。

##### (c) 罰則規定

SNS 事業者は、効力ある苦情管理を全くあるいは正しく実施していない場合、特に処罰対象の内容を全くあるいは完全に削除しない、決められた期間内に削除しない場合、500 万ユーロまでの過料がこの苦情手続きに責任ある人物に対して科されうる。法人に対しては、5,000 万ユーロまでの過料が科されうる。過料は、SNS 事業者が報告義務を全くあるいは完全に果たしていない場合にも科される可能性がある。

---

<sup>46</sup> [https://www.bmjv.de/DE/Themen/FokusThemen/NetzDG/NetzDG\\_node.html](https://www.bmjv.de/DE/Themen/FokusThemen/NetzDG/NetzDG_node.html)

#### (d) 交付全権委任者

SNS 事業者は、法執行を円滑にするため、過料手続きと、民事法手続きの宛先として国内に交付全権委任者 (Zustellungsbevollmächtigte) を任命し、プラットフォームに公開する。訴追当局への情報照会に応じるため、受取りの権限を持つ窓口担当者 (empfangsberechtigter Ansprechpartner) をドイツ国内に任命する。ネットワークは、照会に速やかに対応できるようにしなければならない。交付全権委任者と受取り権限者の任命義務に違反すると過料が科される。

#### (e) SNS 被害者の情報提供要求

本法の適用範囲で、また一般的な個人権利において迫害を受けた者は、SNS 事業者から権利侵害者について情報を求めることができる。情報提供の要求は、一般的な民事法の原理に基づくものである。SNS 事業者は、権利侵害者の申込みデータを被害者に開示する権限をもつ。

#### ネットワーク執行法第一回報告書

2018 年 7 月 27 日主要な SNS 事業者より、ネットワーク執行法導入後初めての報告書が提出され、各社が受け取ったヘイトスピーチなどの届け出件数、実際にブロックされた件数が報告された。各社の対応状況は以下の通りである。

#### YouTube

YouTube では既存の苦情システムを法改正に適合させた上で利用している。報告書<sup>47</sup>によれば、執行からの半年で 215,000 の苦情が寄せられた。そのうち 27%、つまり件数にして約 58,000 件が審査官により正当なものとして認められた。そのうちのほとんどが「ヘイトスピーチ、政治的過激主義」にカテゴリーされ、「個人の権利侵害、侮辱」であった。該当する動画、コメントなどは削除されるか、ドイツ国内でアクセス不可能とされた。

YouTube で取られた対応に削除とアクセス不可がある理由は YouTube 内で実施される 2 重の審査方法による。YouTube は苦情内容について YouTube のコミュニティーガイドラインに照らして違反している場合はサイトから削除し、ガイドラインには違反していないが、ネットワーク執行法に照らして違反が認められる場合は、ドイツ国内でのみブロックをかけているのである。後者のケースではしたがって、海外からはアクセスが可能である。しかし、実施にはこのような判断が分かれるケースは稀であるという。

YouTube では法施行前のデータを開示していないため、法施行の前後で摘発状況がどのように変わったのかは把握できない。27%のブロック率が甘いのかどうかもわからない。なぜなら苦情を寄せるユーザー側に法的な知識がなく、母数の苦情件数が多いだけかもしれないからである。

---

<sup>47</sup> 出典: 「透明性レポート」ネットワーク執行法に基づく削除 <https://transparencyreport.google.com/netzdg/youtube>

## Twitter

Twitter も YouTube と同様に既存の苦情システムを法改正に適合させた上で利用している。寄せられた苦情の件数は 264,000 件であり、報告書<sup>48</sup>によれば 29,000 件と 10%程度しかブロック、あるいは削除されていない。また処理された 600 ケースが法律で定められた 24 時間以内に処理されているが、37 件では 7 日以上かかっている。Twitter でも YouTube のようなダブルスタンダードがあり、まずは Twitter 規則、あるいは一般取引条件などに照らして違反性を判断し、ドイツ用にネットワーク執行法向けの審査を行っている。YouTube 同様にネットワーク執行法の違反のみ認められる場合はドイツ国内での閲覧不可能の対応を取っている。

## Facebook

Facebook は前出の 2 社とは全く異なる処理方法をとっている。つまりネットワーク執行法の違反に対して専用の処理システムを設けている。通常の苦情については既存の苦情センターに届け出をし、Facebook の利用標準に基づいて評価される。ネットワーク執行法の違反として届け出られたコンテンツも、Facebook の利用標準からも審査を受けている。そのためかこの半年で寄せられたネットワーク執行法の違反苦情件数は YouTube、Twitter に比べて少なく 1704 件であり、そのうちの 362 件が削除もしくは国内にてブロックされている。つまり約 80%は Facebook の観点からは違法ではなかったとの判断がなされたことになる<sup>49</sup>。

ネットワーク執行法の施行前、専門家らは 24 時間以内の処理は時間的にタイトであることと過料を恐れて、SNS 事業者は詳しい審査をせず、苦情として届け出されたコンテンツはとりあえず全て削除にするのではないかと予測していた（「過剰な削除（オーバーブロッキング）」と呼ばれる状態）。しかし、少なくとも第 1 回目の報告書を見る限り、そのような状況は確認されない。連邦法務省では即時的な法律改正はせず、今後しばらく各社の透明性報告書を継続して見ていき、2020 年に法律の効果に関する評価を行いたいとしている<sup>50</sup>。

## 2. 青少年に対する有害情報の閲覧の実例とその対策における制度・法令・罰則規定等

### (1) 極右勢力のリクルートの実例<sup>51</sup>

---

<sup>48</sup> 出典: 「Twitter ネットワーク執行法報告書 2018 年 1 月から 6 月(Netzwerkdurchsetzungsgesetzbericht Januar -Juni 2018) 」

<https://cdn.cms-twdigitalassets.com/content/dam/transparency-twitter/data/download-netzdg-report/netzdg-jan-jun-2018.pdf>

<sup>49</sup> 出典: 「facebook ネットワーク執行法透明性報告書(NetzDG-Transparenzbericht) 」

[https://fbnewsroomus.files.wordpress.com/2018/07/facebook\\_netzdg\\_juli\\_2018\\_deutsch-1.pdf](https://fbnewsroomus.files.wordpress.com/2018/07/facebook_netzdg_juli_2018_deutsch-1.pdf)

<sup>50</sup> 出典: Spiegel Online. 2018/07/27

<http://www.spiegel.de/netzwelt/web/netzdg-so-oft-sperren-facebook-youtube-und-twitter-a-1220371.html>

<sup>51</sup> Berliner Zeitung 紙オンライン版 2017/02/14

<https://www.berliner-zeitung.de/politik/hip--rebellisch-und-cool--so-perfide-koedern-neonazis-nachwuchs-im-netz-25736014>

ネオナチ・rapper Julian Fritsch (27歳)は、極右的な曲「Makss Damage」をインターネットで無料配信したことが民衆扇動罪となり700ユーロの罰金刑を受けた。この曲は公開から48時間で10万回再生され、400件の「いいね」がつき、620回転送された。この動画の中では、戦時中の強制収容所ブーヘン・ヴァルトへの強制収容の様子が描かれており、Fritsch自身もナチスが遺体の一部からランプシェードや石鹸を作ったという事実を美化し、歌詞にしたと供述している。かつて極右勢力は学校で青年らをリクルートしていたが、現在はインターネットを使用している。Facebook、Twitter、Instagram、YouTubeなどの青年が好むプラットフォームを利用し、ライフスタイル、サブカルチャー、音楽などに彼らの考え方を織り交ぜて行く。例えば、オンラインゲームやヒップホップ音楽も青少年にアプローチする媒体となっている。現在、極右勢力は反抗的でクールな演出をし、トレードマークの編み上げのブーツ、ボンバージャケットなどを封印するよう指導している。こうした極右勢力が絡むネットの事件は、増えている。2016年、jugendschutz.netに寄せられた苦情件数は1800件であり、2年前の倍に達している。苦情の1678件は民衆扇動についてであり、2014年の4倍に達している。

## (2) 不正な勧誘：オンラインロールプレイゲーム「Runes of Magic」の実例<sup>52</sup>

連邦消費者センター協会 (Verbraucherzentrale Bundesverband) は、ゲーム中のアイテム・ショップの広告が、子供に対して不適切な購入勧誘を含むとしてオンラインゲーム運営者のFrogster社を起訴した。ベルリン地方裁判所はこの訴えを退けたが、2013年7月連邦通常裁判所がこの訴えを妥当なものと認めた。

Runes of Magicは、「このセールスの機会を利用して君の装備と武器にちょっとしたものを加えよう」と子供に向けた購入広告を行っていた。そのリンクをクリックすると、新しいインターネットページが開き、ゲーム上で使う装具が購入可能だった。この様な子供に向けられた直接的な購入勧誘は、法律で禁じられている (青少年メディア保護州際協定)。

連邦消費者センター協会は、ロールプレイングゲームへの参加を楽しむために追加アイテムを購入させるという考え方が、子供の購買行為に関してその未熟さを利用しているものであり、介在しているリンクをクリックしなければ (つまり閲覧する意思がなければ) そのページに飛ぶことができないというロジックは直接的な勧誘行為であることを退ける理由とならないと判断した。また、明らかに子供を対象としている根拠として「言語的に親称の2人称形である『君』『お前』のような呼びかけを使用しており、子供達に典型的な概念をくだけた英語などを混ぜつつ表現している」ことも挙げた。

## (3) その対策における制度・法令・罰則等

### 極右勢力のリクルートの実例に対する制度・法令・罰則規定等

「ナチス礼賛 (Verherrlichung des Nationalsozialismus)」は、青少年保護法の中で直接的に規定されていないものの、連邦青少年有害メディア審査会の実践例から青少年に有害であるとされるケースとして指定されている (連邦青少年有害メディア審査会による「拡張された有害情報」)。

<sup>52</sup> 連邦消費者センター協会 (Verbraucherzentrale Bundesverband) プレス記事 2014/09/18

<https://www.vzvb.de/pressemitteilung/runes-magic-kinderwerbung-bei-computerspiel-nicht-erlaubt>

また、青少年保護法に違反するケースで特に危険度が高いものは、極めて有害な情報とされている。刑法典 86 条「憲法に違反する組織のプロパガンダ手段」、130 条「民族を扇動する内容」などがこれによりあたる。本件は何れにしても処罰の対象となるケースである。

青少年メディア保護州際協定では、4 条 1 項 1 文にて放送、テレメディア（インターネット含む）について「絶対に許可されない提供物」を規定している。この中でも刑法典 86 条、130 条の内容が対象となっている。同協定の 24 条「秩序違反」では対象コンテンツに対して、最高 50 万ユーロの過料を課している。

ネットワーク執行法は、SNS 事業者に対して苦情から 7 日以内の対応（削除、閲覧禁止）を義務付けている。さらに運営者は、効力のある苦情管理を全く実施していないあるいは正しく実施していない場合、つまり処罰対象の内容を削除しないまたは決められた期間内に削除しない場合、秩序違反となる。この場合、この苦情手続きに責任ある人物に対して 500 万ユーロまでの過料が科されうる。法人に対しては、5,000 万ユーロまでの過料が科されうる。

#### オンラインロールプレイゲーム「Runes of Magic」の実例に対する制度・法令・罰則規定等

子供に対する直接的な購買行動の勧誘、子供に広告商品やサービスを買わせようとする事、親へのおねだりを促すことは不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb: UWG）で禁止されている（3 条 3 項の付録 28 番）。オンラインゲームについては、青少年メディア保護州際協定（6 条）は、子供、親に対して直接的な購買勧誘（unmittelbare Kaufaufforderung）をしてはならないとしている。同協定の 24 条にて最大 50 万ユーロの罰金を課している。

### 3. 青少年のネットいじめの実例とその対策における制度・法令・罰則規定等

#### （1）Chiara 失踪事件<sup>53</sup>の実例

2014 年、当時 14 歳の Chiara はコンピューターに遺書を残して姿を消した。原因は、長年にわたるいじめであった。しかし Chiara は発見され、幸運にもこの劇的な 1 日が、Chiara と家族にとって最後の 1 日とならず、新しい一歩を踏み出すための 1 日となった。

きっかけは、彼女の姉がいじめを理由に学校を辞めたことだった。その後、いじめの矛先が妹の Chiara に向けられたのだった。加害者らは、彼女の話し方や見た目をからかい、殴るなどの暴行も加えた。あるときは、体育時間の着替え中を撮影され、その画像を YouTube、Facebook、WhatsApp に流布された。ネット上には、「死ね」などの誹謗中傷がなされた。

この頃から Chiara の様子が変わっていったと母親は言う。彼女は引きこもりがちになり、自傷行為を繰り返すようになった。いつの間にかドラッグも日常に入り込み、危険な人々と交流するようになった。Chiara には唯一味方となってくれる友達がいたが、グループの圧力の前になすすべもなく、何もできずにいた。いつしか Chiara の方から彼女に、友達でいない方が良くないと告げた。そうしないと、彼女がいじめの標的にされてしまうかもしれないと考えたからだ。こうして彼女の唯一の友情関係も失われてしまった。この時、学校側は傍観するばかりか、むしろ彼女を突き放す態度をとった。ある教師はいじめについて訴える Chiara に「ドラマの主人公気取りだ」と言い放った。

<sup>53</sup> Focus Online 誌記事。2017/09/18 [https://www.focus.de/digital/internet/cybermobbing-mobbing-opfer-spricht\\_id\\_7276336.html](https://www.focus.de/digital/internet/cybermobbing-mobbing-opfer-spricht_id_7276336.html)

Chiara が失踪事件を起こしたのち、母親は学校側の勧めもあり、彼女といじめ加害者と学校側との仲裁を試みたが、結局、2015年に彼女を転校させることにした。2017年、彼女は実科学校を卒業した。

#### (2) インターネットいじめに適用される罰則<sup>54</sup>

ドイツでは現在のところ、いじめ、ネットいじめを対象として裁く法的な制度はない。しかし現行刑法典 (Strafgesetzbuch) を参照することにより、いじめ、ネットいじめも処罰の対象となりうる。適用されうる条項は侮辱罪 (185 条)、誹謗・中傷罪 (186 条、187 条)、ストーカー行為 (238 条)、肖像権侵害 (22 条)、音声プライバシー侵害 (201 条)、非常に個人的な生活の場を写真撮影により侵害すること (201a 条)、強要・脅迫罪 (204 条および 205 条) である。侮辱罪は最大 1 年 (暴力行為が伴う場合は 2 年) の懲役刑、あるいは罰金。誹謗・中傷罪は 1 年から 2 年の懲役刑 (公共の場、文書の形で行われる場合は 2 年から最大 5 年までの懲役刑)、もしくは罰金に処せられる。ストーカー行為は被害者、被害者の関係者を死の危険や、健康上の障害に陥れたかなどの重さにより、3 ヶ月から 5 年までの懲役刑に処せられる。前記の肖像権侵害以下の罪についても、いじめがそれに該当すれば相応に罰せられる。

SNS 上のヘイトスピーチ規制については、「ネットワーク執行法」が発効されている。SNS 事業者は、利用者が必ず目にする範囲内に苦情連絡ページを設けなければならず、刑法典に触れる内容は運営者によって 24 時間以内に削除、閲覧禁止とされることになっており、実施ができていない場合は過料を科される可能性がある。

### 4. 事件等に加害者又は被害者として巻き込まれた事例とその対策における制度・法令・罰則規定等

#### (1) 被害者として巻き込まれた例<sup>55</sup>

ドレスデン近郊の町プルスニッツに住む当時 16 歳の Linda W. は、2016 年の夏、家族に内緒で家出をしトルコ経由でイラクに入った。彼女はイスラム国 (IS) が運営する YouTube や閉鎖的なチャットグループで勧誘を受け、ジハディストの花嫁になるべく現地に向かったのだ。チャットでは、実際に花嫁になった女性らが、闘争の中でいかに献身的に男性を支えているかを語っていた。彼女はもともと成績も良い生徒だったが、次第にイスラム音楽を聞くようになり、チャドルをまとうようになったという。

彼女は現地で IS の兵士と結婚したが、夫は間もなく死んでしまい、彼女もまた負傷し捕らえられた。彼女は、現在ドイツへの帰国を望んでいる。しかし不法越境の試みはイラクの青少年刑法により、年単位の懲役に課される可能性がある。彼女以外にも同じ勧誘で、少なくとも 4 人のドイツ人女性がイラクに渡った。

#### (2) 加害者となった例<sup>56</sup>

バーデンヴュルテンベルクの学生 Eugen S. (当時 25 歳) は、性的虐待、脅迫、児童ポルノ所持の疑いで逮捕された。被害の対象となったのは 10 歳から 14 歳までの多数の少女たちである。そのような犯罪は Cyber Grooming と呼ばれており、手口は概ね決まっている。MSN のチャットルームで自らを様々な名前で呼称し、少女たちに声をかける。もちろんプロフィールであらかじめ若い女の子をターゲットとしている。

<sup>54</sup> 連邦議会の情報。ネットいじめについての罰則について。

<https://www.bundestag.de/blob/483622/32b7fb4bb887873dabcb2b085be08dc/wd-7-154-16-pdf-data.pdf>

<sup>55</sup> Stern 誌記事 2013/04/10 <https://www.stern.de/panorama/-cyber-grooming--prozess-die-perversen-chats-von-eugen-s--3018532.html>

<sup>56</sup> <https://www.frag-einen-anwalt.de/Besitz-Verbreitung-von-Jugend-pornografischen-Schriften--f205962.html>

相手がチャットに同意すれば、すでに罠に落ちたも同然だ。Eugen S.は素早く次の段階に移る。卑猥な質問を投げかけ、少女に裸になって自慰行為をするところを Webcam でとって見せるように求める。中にはとりあえず写真を送って来る子もいるが、そのうちコンタクトを拒否するようになる。すぐにコンタクトをブロックする子もいる。しかしそのような反応は犯人にとってはどうでも良いことだ。

彼は全てのケースにおいて、被害者少女の名前と住所をひかえており、SNS を使って彼女らの知り合いをリサーチする。そして被害者にチャットの内容や、インターネットで送られた写真を周囲の友達に流布すると告げる。またその写真を印刷し、被害者の学校で拡散すると脅す。そればかりか、犯人は子供達の親に対しても殺人予告を行うなどした。脅しにとどまらず、実際に写真を自分の Facebook で公開したりもした。被害者からの脅しをやめてほしい、写真を削除してほしいとの懇願にも冷酷であった。

2012 年から約 1 年で 70 件の被害があった。ケンプテン地方裁判所は、2013 年 4 月、検察官の 5 年の求刑に対して 3 年半の実刑判決を下した。

### (3) その他の対策における制度・法令・罰則規定等

#### イスラム国からの勧誘の実例に対する制度・法令・罰則等

刑法典 86 条によって「憲法に違反する組織のプロパガンダ手段」は認められていない。また、放送、テレメディアに関する青少年メディア保護州際協定でも、この項目を絶対的に認可されない提供物 (absolut unzulässige Angebote) に分類されるため、内容の表示が罪に問われる。

#### 性的虐待、脅迫、児童ポルノの実例に対する制度・法令・罰則等

刑法典 184b 条は、児童ポルノ情報の所持、拡散、公共にアクセスさせることは禁じている。放送、テレメディアに関する青少年メディア保護州際協定では、児童ポルノを絶対的に認可されない提供物 (absolut unzulässige Angebote) に分類し、全面的な表示の規制を敷いている。刑法典 184 条 b により規定される児童ポルノグラフィのコンテンツは以下のようなものである。

児童ポルノとは、

- a) 14 歳以下の人物の性的行為、あるいはその目の前での性行為、
- b) 完全にあるいは部分的に衣服を着た児童が、不自然に性的に強調された姿勢を取っている、
- c) 児童の何も身につけていない状態での性器、臀部を性的に表出することである。

ある画像や映像を児童ポルノとみなすかどうかについては解釈に一定の振れ幅がある。したがって、裸の少年や少女が自然で普通の姿勢でベッドに寝ているというだけでは、児童ポルノとしての解釈が成立しない。また、自らの写真を撮って送った場合は、未成年者であっても罪に問われない。

本規定への違反は、3 ヶ月から 5 年までの懲役刑に問われうる。しかし、懲役刑は裁判官の視点から罰金では不十分と考えられる場合の「最後の手段」と考えられている。このため懲役刑が出るには一定の悪質性が必要である。

また、2017 年に施行されたネットワーク執行法でも、児童ポルノを削除義務対象としている。

### 第三章 青少年のインターネット利用環境に関しての行政・事業者・学校・家庭・民間機関の対策と啓発の取組

#### 1. 青少年保護の為にインターネット上の技術的対応策、各機関の取組概要(ペアレンタルコントロール、フィルタリング、レイティング、ラベリング・ゾーニング等)

##### (1) ペアレンタルコントロール

ペアレンタルコントロールについては、OS 内、ゲーム機、YouTube 内などに機能が搭載されている。あるいはペアレンタルコントロール用のソフトウェアも販売されている。ドイツでは、ペアレンタルコントロールについての標準、規制などは現在のところ設けられていない。ペアレンタルコントロールの重要性や技術的な方法についての情報を親に与える機関として、欧州委員会の運営するポータルサイト Klicksafe、ドイツ連邦・各州の青少年保護担当省が運営する Jugendschutz.net などがある。各州のメディア統括局でも親に対するインターネットリテラシーに関する勉強会などを主催し、その中でペアレンタルコントロールに関する情報提供を行っている。

##### (2) フィルタリング

第二章でも取り上げたように、フィルタリングは 2003 年テレメディアにおける「成長を妨げる提供物 (entwicklungsbeeinträchtigen Angeboten)」に該当するコンテンツの閲覧に対して導入され、家庭内で子供の年齢に合ったウェブサイトを選択的に表示することを可能とした(青少年メディア保護州際協定 11 条)。2016 年の青少年メディア保護州際協定の改正以降、青少年メディア保護委員会は自主規制機関とともにフィルタリングソフトの適正に関する要求仕様を決め、自主規制機関がフィルタリングソフトの適性判定を行っている。フィルタリングソフトに求められる技術的な要求事項とは、以下のようなものである。なお、これらの要求事項はまだ暫定的なものであり、現状に合わせて変更も可能である。

- ・レイティング (Alterstufen) に応じて区別されたアクセスを可能とすること。
- ・インターネット上の提供物に付記された年齢制限表示 (Alterskennzeichnungen) を識別し読み取れること。
- ・「成長を妨げる提供物 (entwicklungsbeeinträchtigen Angeboten)」を認識できること。
- ・認識の技術に標準化されたものを採用していること。(例えば拡張子 age.xml / age-de.xml)
- ・ユーザーが使いやすく、自主的に使えること。

自主規制機関が認めたフィルタリングソフトとして JusProg、児童向けには KinderServer がある。

##### (3) レイティング

###### 映像、テレメディアのレイティング

映画、DVD、Blu-Rays、VHS、映画トレーラーの媒体については映画経済中央組織 (Spitzenorganisation der Filmwirtschaft : SPIO) 内に設置された映画ビジネス自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft : FSK) がレイティング審査にあたる。SPIO は、ドイツの映画・テレビ・ビデオ業界連盟 20 組織が加盟する計 1100 社を代表する事業者団体である。映画ビジネス自主規制協会のレイティング審査を受ける法的な義務はないが、この年齢認証がない商品は SPIO に加盟する業界連盟内で公開できない



ことになっている。よって、映画ビジネス自主規制協会によるレイティングなくドイツで映画興行、映像の商品化を行うことは実質的に不可能である。

映画ビジネス自主規制協会は、戦後の1949年、国家社会主義（ナチス）に関するプロパガンダ的内容の映画を審査する目的で設立された。その後、青少年保護法の発効に伴い映画の年齢認証を実施するようになった。1985年からは映像に関わるその他の媒体（ビデオなど）についても対象を拡張している。さらに2011年9月からは、青少年メディア保護委員会がFSK.onlineをテレメディア（ウェブコンテンツ）分野の自主規制機関として認可した。

FSK.onlineの法的根拠は、青少年メディア保護州際協定にある。テレメディアについては映像と異なり、レイティングを受けていないことがウェブサイト公開の制限につながることはない。ただFSK.onlineに加盟しレイティングの審査を受けることにより、当局からの直接の違反追及などを免れることができるという利点がある。

テレメディアの審査基準は、「FSK.onlineの審査基準書（Kriterien für die Prüfung von FSK.online）」<sup>57</sup>としてまとめられている。この審査基準書の内容は青少年メディア保護州際協定に準拠し、成長を妨げる提供物の定義、判定基準となる要素（暴力や性的描写）、公開が禁止される内容（人権侵害、ポルノ、児童ポルノ、政治プロパガンダ、暴力描写）などが規定されている。

#### （オンライン）ゲームのレイティング

ドイツではコンピューターゲームの販売に際して、レイティング表示をすることを法的に義務付けており、その審査にはソフトウェア事前審査機構（Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle: USK）が当たる。同審査機構は、ゲーム開発者、制作者、ドイツ国内の販売者らによる事業者団体「ドイツゲーム事業者連盟（Verband der deutschen Games-Branche e.V.）」が運営するレイティング機関であり、1994年に設置された。現在、ドイツゲーム事業者連盟には40社が加盟している。ソフトウェア事前審査機構はレイティングを発行するための事前審査、レイティング申請手続き、審査の評価基準を提供する。レイティングの決定は青少年保護の専門家と上級州青少年当局（die obersten Landesjugendbehörden）の代表者からなる審査委員会（Prüfgremium）が行う。

その審査は、以下のような手順で進められる。発売予定のコンピューターゲームは技術的な点検と審査申請書類の確認を行う。ソフトウェア事前審査機構の審査者はゲームを最後まで行い、ゲーム進行を全て保存し、USKガイドラインに沿って審査を進め、中立的な立場から報告書にまとめる。ソフトウェア事前審査機構は、報告書とともに審査申請を審査委員会（Prüfgremium）に提出する。USK自身もその審査員も年齢判定をすることはない。審査委員会は、4名の青少年保護専門家と最高州青少年当局（OLJB）の1名の代表者から構成される。USK委員会は、50名の青少年保護専門家を任命している。

レイティングの評価基準は、青少年保護法を遵守する形で作られており、ソフトウェア事前審査機構内の14名の各業界の専門家（教会、青少年保護の各連盟、研究者、連邦と州と青少年保護管轄省）による諮問委員会（Beirat）で決定される。年間2000件の発売前のタイトルが審査されている。

2014年からは、国際年齢評価連合（International Age Rating Coalition, IARC）<sup>58</sup>による国際レイティングの相互参照を採用している。国際年齢評価連合とは、オンラインゲームの各国で異なるレイティン

<sup>57</sup> 出典: FSK.onlineの審査基準書(Kriterien für die Prüfung von FSK.online) [https://www.fsk.de/media\\_content/1671.pdf](https://www.fsk.de/media_content/1671.pdf)

<sup>58</sup> 出典: 国際年齢評価連合(International Age Rating Coalition, IARC) <https://www.globalratings.com/about.aspx>

グ基準の相互参照を目的として、各国のレーティング機関により設立された国際組織である。オンラインゲームは制作の当事国だけでなく世界中に配信されるケースが多く、各国で評価基準が異なるレーティングの取得は煩雑なプロセスであった。IARC は独自のレーティング評価プロセスを設置しており、コンテンツに含まれる要素をアンケート形式で回答し、自動的に各国での適正なレーティングを生成する。

IARC 評価の立案に関わったのは、北米およびカナダのエンターテインメントソフトウェアレーティング委員会 (Entertainment Software Rating Board: ESRB)、EU の汎欧州ゲーム情報 (Pan European Game Information: PEGI)<sup>59</sup>、ドイツのソフトウェア事前審査機構 (USK)、オーストラリアの等級審査委員会 (Australian classification Board: ACB) など各国のゲームレーティングで中心的な役割を果たす機関である。

#### (4) ラベリング・ゾーニング

ドイツ標準のラベリング拡張子 age-xml/age-de.xml

ドイツでは、国内のラベリング体系として、年齢制限ラベル「age-xml/age-de.xml」が標準化された。xml ファイル内にそのウェブサイトの年齢制限に関する情報 (0 歳、6 歳、12 歳、16 歳、18 歳) が書かれている。ソフトウェア側はそれを読み取り、ユーザー側で設定した子供の年齢と比較し、表示するかどうかを判断している。この拡張子を認識できることは、青少年メディア保護委員会が認めるフィルタリングソフトの要求事項となっている。

フィルターリストの登録は、いわゆるスパイダー (もしくは、クローラ) と呼ばれる自動的プログラムにより行われる。つまり、特定のワードの繰り返しなどを識別し適正年齢を判断し、JusProg のフィルターリストに登録していく。自動判定ができないものについては、人の手で判定を行なっている。この場合、ネットエージェント (Netagent) と呼ばれる養成された資格者が判定作業にあたる。協会ではできるだけ多くのサイトに対して分類作業を行い、現在 JusProg では 100 万サイトの閲覧が可能となっている。

#### Strong

ウェブサイトの提供者は自らの運営するウェブサイトの内容が、各年齢の児童、青少年に対して発育を妨げる要素を含んでいないことについて責任を持つ。これに該当する場合、該当する年齢層にある児童や青少年が不適切なコンテンツを見ることがないように配慮する必要がある。特に 16 歳以上、18 歳以上のみの閲覧を可能にする技術的なゾーニングについて、以下の 2 つの方法がとられている。

(a) 方法 1 </strong>を導入し表示の時間制限を設ける。

</strong>をプログラミングし、「16 歳以上が閲覧できるコンテンツを 22 時から 6 時までしかアクセスができない」また「18 歳以上が閲覧できるコンテンツを 23 時から 6 時までしかアクセスができない」と設定しなければならない。

---

<sup>59</sup> EU 加盟国を中心に欧州 29 カ国にてコンピューターゲームのレーティング審査を実施する機関。欧州のゲーム開発社など事業者連盟である欧州インターアクティブ・ソフトウェア連盟 (Interactive Software Federation of Europe) が運営する。ただしドイツは USK のレーティングシステムを全面的に採用し PEGI を適応しない。

## (b) 方法 2 を導入した個人認証

身分証明証の ID 番号による年齢確認 (PersoCheck) は、これに属する。FSK.online は、加入者に対して無料で「PersoCheck モジュール」提供している。加入者以外でも有料でモジュールを購入することができる。仮に映画ビジネス自主規制協会とソフトウェア事前審査機構で表示された複数のコンテンツがある場合、ラベリングは最も高い方に合わせる。例えば、ウェブサイトそのものが 12 歳以上、そこで流れる映画の予告編が 16 歳以上であれば、全体の年齢制限を 16 歳以上とすべきである。また、このような映画ビジネス自主規制協会の審査を受けていないウェブサイトについては、青少年問題の専門家 (Jugendschutzbeauftragter<sup>60</sup>) などに相談する。映画ビジネス自主規制協会は、青少年問題の専門家の役割を引き受け、当局の前触れのない介入などの危険を最小限にすることができる。

## 2. 青少年の情報リテラシー向上のための活動

### (1) 連邦レベルでの取組

児童・青少年のインターネットリテラシー育成は、連邦家族省の重要な政策項目の一つである。児童・青少年への急速なデジタルメディアの広がりにより、児童・青少年にも高いメディア能力が求められるようになってきた。メディアリテラシーとは、年齢に応じて自ら節度と責任あるメディアとの向き合い方ができる能力であり、メディアをあるときは批判的、あるときは創造的に利用することを可能とする能力と定義される。また、メディアコンテンツを評価し消費することで起こりうる結果を判断できることをいう。連邦家族省では、児童・青少年に対するメディアリテラシー育成を政策の重要課題に挙げ、以下のような政策プログラムを展開する。

#### 国家プログラム「メディアとともに健全な成長 (Gutes Aufwachsen mit Medien)」

主に教師、親に対しての情報提供、教師、学校のソーシャルワーカーなどを連帯し、メディア教育のプログラムを組織するためのネットワーク化を支援する。<sup>61</sup>民間の財団「デジタルチャンス財団 (Stiftung Digitalen Chancen)」に事務局を設置されている。

「見なさい！あなたの子供がメディアで何をしているかを (Schau Hin! Was Dein Kind mit Medien macht)」

「見なさい！あなたの子供がメディアで何をしているかを (Schau Hin! Was Dein Kind mit Medien macht)」は、親向けに児童のメディアリテラシー育成のための情報を集めたプラットフォームである。ただしここで対象となる児童の年齢は 3 歳から 12 歳であるため、厳密には青少年を対象としたものではない。<sup>62</sup>

---

<sup>60</sup> 青少年問題専門家とは青少年保護の法律的専門知識を持つものであり (青少年メディア保護州際協定 7 条 4 項)、職業的な資格などはない。例えば青少年保護法、青少年メディア保護州際協定などに詳しい弁護士が該当する。

<sup>61</sup> 出典:連邦家族省「メディアとともに健全な成長(Gutes Aufwachsen mit Medien)」<https://www.gutes-aufwachsen-mit-medien.de>

<sup>62</sup> 出典: 見なさい！あなたの子供がメディアで何をしているかを (Schau Hin! Was Dein Kind mit Medien macht)  
<https://www.schau-hin.info>

Blinde Kuh と [www.wir-machen-kinderseiten.de](http://www.wir-machen-kinderseiten.de)

子供に適切なインターネットコンテンツを継続的に提供するため、子供用検索エンジン Blinde Kuh と、子供用サイトの製作者向けポータル「[www.子供用サイト作ります.de](http://www.子供用サイト作ります.de)

[www.wir-machen-kinderseiten.de](http://www.wir-machen-kinderseiten.de)」をザイテンシュタルク協会（Seitenstark e.V.）とともに開発。

## （２）州レベルでの取組

州メディア監督機関は、インターネットリテラシー推進のために Internet ABC 協会、Klicksafe などの活動を支援する。２年おきに「メディアリテラシー報告書（Medienkompetenzbericht）」のなかでメディア統括局、各州のメディア監督機関の活動報告を行う。

また、各州のメディア監督機関も独自のインターネットリテラシーへの活動を数多く行っている。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州のメディア監督機関である Lfm（Landesanstalt für Medien Nordrhein-Westfalen）では、クラスの一部の生徒らをメディアスカウト（Medienscouts）と呼ばれるエキスパートに養成している。メディアスカウトとは、ソーシャルコミュニティーズ、スマートフォン、メディア関連の相談を他の生徒から受け、生徒同士で啓発活動を進めるプロジェクトである。同プロジェクトは 2012 年に発足し、これまでに 2,300 人のメディアスカウトを養成し、さらにスカウトを指導する教師 1300 人を養成した。また Lfm の組織する「イニシアチブ親+メディア（Initiative Eltern+Medien）」は幼稚園、学校、その他公共組織にて無料の保護者会を開き、インターネットリテラシーについて啓発の場を提供する。2007 年には、述べ 14 万人の親が 5,400 の講座を受講しデジタルメディアのリスクと長所について学んでいる。

## 3. 学習の機会への取組

### （１）各州の取組状況

ドイツでは 2016 年 12 月に州文化大臣会議（KMK）にて学校教育におけるインターネットの活用とリテラシー教育に関する「デジタル世界の教育（Bildung in der digitalen Welt）」<sup>63</sup>大綱が発表された。この中でインターネットリテラシーの教育は隔離された一つの教科としてではなく、全教科にデジタル環境を利用することで育てていくという基本方針が決められた。

これに対して、各州での現在のインターネットリテラシー教育の実施状況は非常に多様である。大綱にもっとも近い取組を行っているのはブレーメン州である。教育省スポークスマンの Claudia Bogedan 氏は、デジタル世界の取組を「読み書き計算に続く第 4 の能力」と位置付け、全教科でのデジタル端末機器導入を検討している。同氏は、スマートフォンの授業中の利用を最初に提唱した政治家でもある。

反対に、メクレンブルク・フォアポンメル州は、現在インターネットリテラシーを一つの教科として扱っている。まだ実験段階にあるが、選抜した 11 校を対象に「情報・メディア学」という教科を導入している。今後の目標は、7 学年以上（13 歳以上）で週一回のプログラミングとインターネットリテラシーを科目として設けることである。同州の教育大臣 Birgit Hesse 氏は、「授業は新メディアの技術的要素と、

---

<sup>63</sup> 出典：「デジタル世界の教育（Bildung in der digitalen Welt）」

URL <https://www.kmk.org/themen/bildung-in-der-digitalen-welt/strategie-bildung-in-der-digitalen-welt.html>

新しいメディアの取り扱い方を教授するものである」とし、技術とリテラシーの両者は切っても切り離せない関係にあると考えている。

次に、インターネットに特化せず全般的なメディア学の授業を計画する州としてブランデンブルクが挙げられる。同州では、「基本カリキュラム、メディア教育(Basiscurriculum Mediakunde)」1年生から10年生までに設置する予定である。しかし、対象は本からスマートフォンまでと広範囲である。ベルリン州は家庭でのリテラシー教育が基本であるという姿勢をとっており、学校内でのインターネットリテラシー学習については現段階でどのような形式においても実施されていない。学校教育スポークスマンを務める Sandra Scheeres 議員は、「家庭で子供達のインターネット利用を野放しにする親達に学校でのインターネットリテラシーの教育を求める資格はない」と警告している。このように州の間でもインターネットリテラシーについて統一的な実践が行われていない状況である。

## (2) 学習時のインターネット利用状況(家庭、学校にて)

上記の「デジタル世界の教育(Bildung in der digitalen Welt)」における基本方針で、インターネットリテラシーの向上のため、家庭あるいは教育現場でデジタル端末機器を利用することはその前提と考えられている。

### 家庭学習において

JIMによる調査(2017)の調査結果では勉強、宿題に関する家庭でのインターネット、デジタル端末機器利用状況と、学校での利用実態とにまだ大きな乖離があることがわかった。

まず、インターネットを利用するかどうかとは関係なく、ドイツの12歳から18歳までの青少年が月曜日から金曜日までの1週間に学校での課題や家庭学習に費やす時間は、平均97分間である。年齢別では、12歳から13歳が97分、14歳から15歳が86分、16歳から17歳が98分、18歳から19歳が121分と長くなっていく。ちなみに日本のような塾通いは一般的ではなく、学校の課題を解くことが主な家庭学習の内容である。習い事や家庭教師をつけることは、各家庭に応じて実施されている。

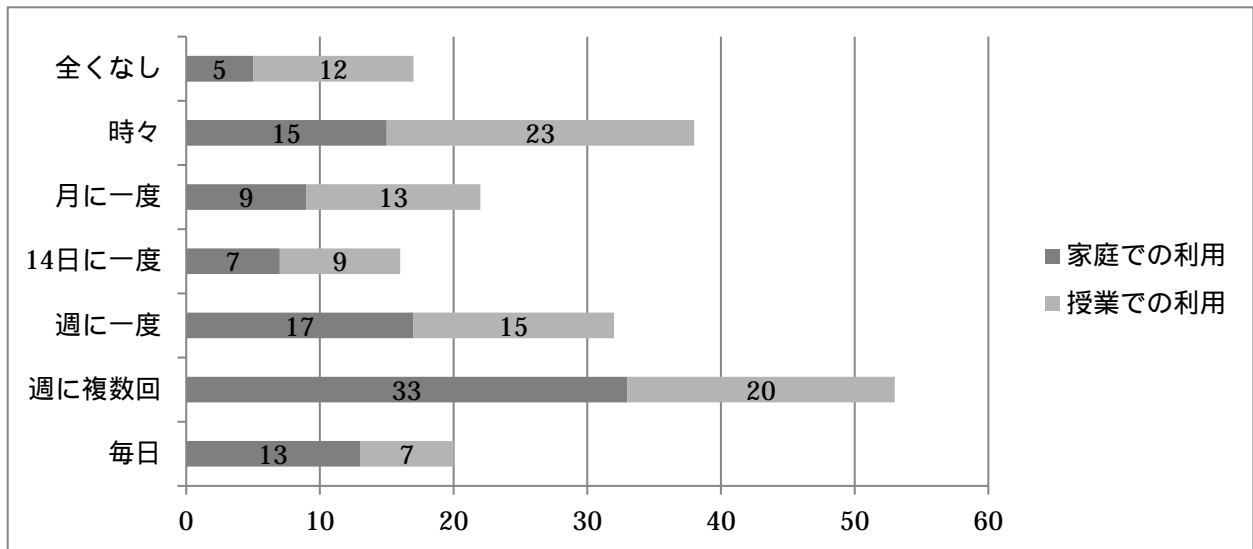
このうち、学校の課題にインターネットを利用している時間は、平均45分となっている。つまり、家庭学習のおよそ半分の時間はインターネットを使って行っていることになる。もちろん、年齢に比例して長くなる傾向があり、12歳から13歳が35分、14歳から15歳が40分、16歳から17歳が47分、18歳から19歳が65分となっている。

### 学校内において

学校内でのインターネットの利用は、未だ限定的である。「家庭での宿題にインターネットをどの頻度で使用するか」との問いに対して、毎日利用すると答えた生徒が13%であったのに対して、授業で毎日使用すると答えた生徒は7%であった。家庭での宿題にインターネットを週に複数回利用すると答えた生徒は30%を超えるが、学校では20%程度となる。家庭学習において、週に一度程度インターネットを利用すると回答した生徒は63%であるが、学校では42%となる。つまり、家庭学習においてインターネットに触れる機会の方が、授業内よりも多いという傾向が現れた。この状況をグラフ化したものが以下である。

校内のデジタル環境の整備もこれからである状況下、学習時のインターネットの利用は現在のところ家庭での学習時が大きな割合を占める。

【インターネット機器の学校での利用頻度（2017年）】図 G3-1



出典：JIM2017  
単位：パーセント

#### 4. コンテンツ制作者・運営者および通信事業者における、青少年に対するガイドラインの内容と現状及び課題

FSM ではインターネットに関する様々なサービスの分野別に行動規範を制定している。例えば、2009年3月には、当時の大手プロバイダーと SNS 事業者の VZnet ネットワーク社、Lokalisten 社と wer-kennt-wen 社とともに行動規範を作成した。この行動規範に基づいて、加盟企業は技術的な対策により第三者による青少年へのサイバーハラスメントから守り、未成年、親、教育者に対するインターネットの危険に関する啓発と安全対策について指示を与えることを義務付けられている。

さらに、FSM は 2007 年から携帯プロバイダー各社 (Debitel, E-Plus, Mobilcom, O2, Talkline, T-Mobile und Vodafone) とともに自己義務宣言書 (Selbstverpflichtungserklärung) を制定している。この中で、共通番号 (22988) で無償の青少年保護ホットラインを設置すること、携帯電話の契約時に、青少年保護上重要な事項について親に情報を提供すること、企業の情報を青少年保護のためにさらに最適化すること等を採用している。また、FSM はドイツのチャット事業社 (Knuddels, Lycos Europe, RTL interactive und Super RTL) とともに 2007 年 11 月に自主的な行動規範を制定している。この行動規範の中で、チャットの司会者が必ずいること、警告や無視の機能を備えること、Bad-Word-List の作成とチャット利用者の年齢認証等を行うことを謳っている。

2005 年 2 月より、ドイツの主要な検索エンジンを運営する企業 (Google、IAC Search & Media、MSN Deutschland、Searchteq GmbH、T-Online、Yahoo Deutschland) と FSM 傘下の検索エンジンの自己規制団体を設立し、行動規範を策定している。検索エンジンの運営企業は、以下の対策を自らに義務付けることに合意している。

- ・ 検索エンジンの機能について情報を与え啓発すること。
- ・ 検索結果についての透明性の確保。例えば、広告などについてはその表示を行う。
- ・ 有害情報から青少年を保護するための技術的ツールの導入。

- ・ 利用者データの最小化の原則の徹底。
- ・ 青少年保護の強化（特に、青少年有害コンテンツからの保護）。
- ・ 青少年有害メディア審査会のリストにあるコンテンツについて、インターネットアドレスを表示しない（いわゆる「青少年有害メディア審査会モジュール」）。

また、FSK.online は自主規制団体として、インターネット上の青少年保護に関してウェブサイトの運営者、制作者に向けたガイドラインをまとめている<sup>64</sup>。

ウェブサイト運営者は、全てのコンテンツ（文書、写真、動画、ゲーム、UGC 等）に及び、その各構成要素について特定の年齢層に属する児童、青少年に対して、コンテンツが成長発達を妨げるものであるか否かの判断を行い、仮に該当する場合は、そのウェブサイトの情報を児童、青少年が目にすることがないように配慮する責任を負う。こうした責任は、運営者自身が発信する全てのコンテンツ、例えば Youtube のチャンネルを使用した動画、フェイスブックのプロフィール、ツイッターアカウントから、さらにはスマートフォン、iPad などのタブレット機器のアプリや QR コードを介した情報にも及ぶ。

16 歳、18 歳以上のコンテンツについて法律上の義務を満たすために、運営者は以下の技術的対応を行う必要がある（青少年メディア保護州際協定 5 条 13、4 項）。

- ・ 認知されたフィルタリングソフトウェア向けに、ウェブサイトに**のプログラムを加えること。**
- ・ **で表示の時間制限を設ける。**16 歳以上のコンテンツについては 22 時から 6 時まで、18 歳以上のコンテンツでは 23 時から 6 時までの間でアクセス可能とする。
- ・ **でアクセス制限を設ける。**例えば、身分証明証の ID 番号による年齢確認機能を設ける。

さらに、連邦青少年有害メディア審査会のリスト B あるいは D 以外の有害メディアコンテンツ（例えば、ポルノグラフィ等）については、アクセス制限のシステムを運営者が設置した上で、成人のみアクセス可能としなければならない（青少年メディア保護州際協定 4 条 2 項）。青少年に有害な広告についても、特定のユーザーのみ閲覧可能としなければならない。絶対に許可されない有害コンテンツ（青少年メディア保護州際協定 4 条 1 項）については、インターネット上で公開されてはならない（第二章 1.(3)参照）。これらのガイドラインを運営者は自己のコンテンツ上で実施する必要がある。

その上で、FSK.online に加入するメリットは特にウェブサイトの運営者がコンテンツについて一種の保険を得ることができる点である。例えば、前触れのない当局からの取り締まり、秩序違反などの心配がなくなるということである。また、これ以外にも、以下のような利点がある。

- ・ FSK.online から法律を遵守したウェブサイトの構成、内容について継続的なアドバイスを受けることができる。
- ・ FSK.online 加入者のウェブサイトには品質保証マークが与えられる。これにより青少年保護の規則に適合したサイトであることを PR できる。
- ・ FSK.online では苦情相談所を設けている。加入者については FSK.online が全面的な窓口となって問題解決にあたってもらえる。

<sup>64</sup> 出典: FSK.online URL. <https://www.spio-fsk.de/?SeitID=1844&TID=466>

## 5. 事業者と民間の紛争の解決活動と実態

事業者と民間の紛争に関して、インターネットプロバイダーの違法コンテンツの責任性をめぐる判例<sup>65</sup>がある。

これは、2018年6月14日に下された判決で、検索エンジン運営者だけではなく、インターネットプロバイダーにも違法コンテンツを非表示とする義務があることが明らかにされた。

ある映画ストリーミングサイトでの違法配信について、事業者側が適切な対応をとらなかったとして、映画作成者がインターネットプロバイダー大手のボーダフォン（Vodafone）社に対して裁判起こした。

ミュンヘン上級裁判所（OLG）は、原告側の訴えを認める判決を出した。問題となったのは、kinox.toという映画ストリーミングサイトで様々な映画を無料で配信していた。ボーダフォン社は、これを阻止するためDNS設定を行い、顧客がkinox.toのアドレスを入力すると禁止ページにつながる設定を行っていた。しかし、この方法は比較的簡単に破られてしまう。

この映画の配給権を持つConstantin-Filmverleih社は、kinox.toだけではなくボーダフォン社に対しても妨害権を訴えた。ボーダフォン社がこのような違法ウェブサイトを認めていることにより、自分達は被害を被ったというものである。同裁判所はこの訴えを認め、ボーダフォン社に恒久的な対策を指示した。

## 6. 青少年に対して危険性があるインターネット上の情報についての相談や苦情等の受け皿としての活動とその目標

1999年、欧州委員会のCEF<sup>66</sup> Telecom Programの枠組みの下、Safer Internet Centre (EU)<sup>67</sup>が27加盟国に設置されている。Safer Internet Centreは、子供、親、教員のインターネットリテラシー向上、およびインターネット上に潜むリスクについての関心を喚起し、さらにオンライン上での問題について児童と青少年に電話相談の機会を与えることを目的とした活動を行っている。また、ネットユーザーから寄せられた有害コンテンツについての苦情相談所もこの枠組みの支援を受けている。

このプロジェクトは、こうした欧州市民の啓発とともに、すでに加盟国に点在する組織の連携もその目的とする。ドイツ国内でSafer Internet Centreの受け皿となっているのは、「Safer Internet DE 連盟（Verbund Safer Internet DE）」に連盟する以下の機関である。

---

<sup>65</sup> 出典: Handelsblatt 紙オンライン版 2018/06/14

<https://www.handelsblatt.com/unternehmen/it-medien/internet-provider-gericht-sieht-vodafone-bei-illegalem-film-streaming-in-der-pflicht/22685836.html?ticket=ST-1811380-fF96p2vT1yToby6nxssy-ap6>

<sup>66</sup> 出典: コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ(Connecting Europe Facility: CEF)

<https://breitbandbuero.de/wissenswertes/foerderprogramme/cef-connecting-europe-facility-cef/>

CEF (Connecting Europe Facility) は欧州委員会の中心的な支援プログラムであり、2014年から2020年までの財政期間中にEU加盟国の諸インフラ・サービスを統合する目的で投入される。インフラの種別として輸送（CEF Transport）、エネルギー（CEF Energy）、通信（CEF Telecom）が設けられている。2014年から2020年までのCEF全体の支援額は330億ユーロであり、そのうちの10億ユーロが通信目的に充てられる。

<sup>67</sup> 出典: 安全なインターネットのためのセンター(Safer Internet Centers)

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/safer-internet-centres>



Klicksafe.de<sup>68</sup>

Klicksafe は、Safe Internet Programms のドイツ国内向け活動拠点である。Klicksafe ポータルサイトは、ラインラント・プファルツ州のメディア局である LMK (Landeszentrale für Medien und Kommunikation) とノルトライン・ヴェストファーレン州のメディア局である LfM (Landesanstalt für Medien Nordrhein-Westfalen)によって運営されている。

同ポータルサイトでは児童・青少年だけではなく、親、教師に対しても様々なインターネットリテラシー向上のための実践的情報を提供する。親に対しては子供のインターネット利用に関する Q&A、役に立つリンクと各資料のダウンロード、推奨インターネットサイトやアプリ、フィルタリング商品に関する情報、ペアレンタルコントロールについての技術的な設定方法などについて最新の情報提供を行っている。特に、ダウンロード資料で面白いのは学校の定期的な保護者会 (Elternabend) 向けに作成された教材があることである。この教材は、コンピューターゲーム、インターネットと携帯電話、スマートフォン・アプリ・モバイル端末のインターネットの 3 つのカテゴリーに分かれており、保護者会で親たちが実践的に子供のインターネット利用に関する状況についての情報を入手し、危険からの保護対策について学べるようになっている。

教員に対しては、「Klicksafe ハンドブック青少年ユーザー向けノウハウ(Klicksafe-Handbuch „Knowhow für junge User “<sup>69</sup>)」を提供している。この中で、子供達のインターネット利用に関する状況、その危険などについて教員に情報を与え、それをインターネットリテラシーの授業中にいかに伝えていくかについての実践的アドバイスが盛り込まれている(例えば、授業内で生徒に回答させる課題など)。この教本は、教員たちが特に研修を受けなくとも、すぐに授業内で実践できるよう分かりやすい解説となっている。

Nummergegenkummer.de<sup>70</sup>

「悩みに関する相談番号 (Nummer gegen Kummer) は同名の協会「Nummer gegen Kummer e.V.」が運営する児童、青少年、親を対象とした、全国最大規模の無料電話相談室であり、38 年前から同協会に加盟する団体とともに全国 100 箇所以上で電話相談を受け付けている。延べ 3,300 名の電話アドバイザーが、日々約 1250 件寄せられる様々な青少年関連の相談に応じている。

同協会は連邦家族省とドイツテレコム社からの助成を受け、2008 年からは欧州委員会の Safe Internet Centre の一つとして EU から援助を受けるようになった。インターネット上の問題、サイバーいじめ、インターネット上の性的濫用、プライバシー保護についての相談についても受け付けている。

Jugendschutz.net<sup>71</sup>

Jugendschutz.net は、連邦家族省、各省の家族・青少年担当省、青少年メディア保護委員会が共同して運営する、インターネットにおける児童と青少年保護のための機関である。同機関は、青少年メディア保護州際協定に基づいたものである。Jugendschutz.net は苦情相談所を設置しており、寄せられた苦情内容を青少年メディア保護委員会内で審査する。コンテンツに有害性が認められた場合、Jugendschutz.net

---

<sup>68</sup> 出典: Klicksafe.de <https://www.klicksafe.de>

<sup>69</sup> 出典: 「Klicksafe ハンドブック青少年ユーザー向けノウハウ(Klicksafe-Handbuch „Knowhow für junge User“)」  
<https://www.klicksafe.de/service/schule-und-unterricht/lehrerhandbuch/>

<sup>70</sup> 出典: 悩みに関する相談番号 (Nummer gegen Kummer) <https://www.nummergegenkummer.de>

<sup>71</sup> 出典: Jugendschutz.net <http://www.jugendschutz.net>

からその運営者に直接連絡をし、コンテンツの削除・変更を求める。悪質なケースには、苦情を青少年メディア保護委員会から連邦青少年メディア有害審査会に連絡し、リストに登録させる場合もある。

児童と青少年のインターネットに対する姿勢を啓発するために様々な資料を公開する他、有害な情報についても対処するようになっている。また、この組織は苦情相談所の運営だけではなく、児童ポルノが生成されるプロセスの調査にも力を入れている。このようなプロセスの分析から、児童ポルノの予防策として、どの段階で介入すれば良いのか等の方策についても検討している。

インターネット苦情相談室 ( Internet-Beschwerdestelle.de<sup>72</sup> )

ドイツインターネット経済協会 ( Verband der deutschen Internet-Wirtschaft: eco) と自主規制団体 FSM は共同で、違法・有害メディアに関する苦情を「インターネット苦情相談室( Internet-Beschwerde.de)」で受け付けている。インターネット経済協会は、青少年有害情報に照らして苦情内容を審査する。審査結果として違反が認められた場合、協会は違反会員に対して、指摘・勧告・懲戒・除名といった制裁を科すことができる。ただし、上記の処置が下される場合の判定基準などは設けられていない。

一般からインターネット苦情相談室に寄せられた情報は、まず法律家の審査を受ける。情報が青少年メディア保護法またはその関連法に抵触している場合、インターネット苦情相談室は次のような措置をとる。コンテンツの提供者に対して直接内容の変更を求める、つまりホストプロバイダーにコンテンツの削除を依頼する。悪質なケースには、その苦情を青少年メディア保護委員会に情報を送る。ドイツ以外のサーバーが関与する違法コンテンツの場合、eco と FSM はその情報を INHOPE ホットラインに転送する。また同時に、連邦青少年有害メディア審査会にも伝える。連邦青少年有害メディア審査会が海外由来の有害メディアをリストに登録した場合、テレメディアで認証された自主規制機関にその情報を提供し、フィルタリングソフトウェア (例えば、Jusprog e.V.) の非表示リストに反映させる。

#### 各苦情センターの連携について

Jugendschutz.net、eco、FSM の組織は、それぞれ INHOPE に加盟している。1カ国に3組織が加盟するケースは非常に稀である。上記の3組織はインターネット上の違法・有害情報対策について連邦刑事庁と定期的に会合を持つなど協力関係がある。また、連邦刑事庁と上記組織、そして青少年メディア保護委員会は協定を結んでおり、インターネットホットラインセンターの運営と苦情相談で通報を受けた情報をどのように連邦刑事庁に提供するかについて定めている。

## 7. その他 (情報源に関する一覧・調査面談先一覧)

### 団体組織

連邦家族、高齢者、女性、青少年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: BMFSFJ)

<https://www.bmfsfj.de>

州メディア監督機関(Landesmedienanstalten) <https://www.die-medienanstalten.de>

連邦刑事庁 (Bundeskriminalamt) [https://www.bka.de/DE/Home/home\\_node.html](https://www.bka.de/DE/Home/home_node.html)

---

<sup>72</sup> 出典: インターネット苦情相談室 (Internet-Beschwerde.de) <https://www.internet-beschwerdestelle.de/de/index.html>

## ヘッセン州検察庁

<https://staatsanwaltschaften.hessen.de/staatsanwaltschaften/gsta-frankfurt-am-main/aufgabengebiete/zentralstelle-zur-bekämpfung-der-0>

ドイツ南西部メディア教育学研究協会(Medienpädagogische Forschungsverbund Südwest: mpfs)

<http://www.mpfs.de/ueber-den-mpfs/>

情報経済・テレコミュニケーション・ニューメディア連邦協会(Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.: Bitkom)

<https://www.bitkom.org>

Sinus 研究所 <https://www.sinus-institut.de>

マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会(Freiwillige Selbstkontrolle

Multimedia-Dienstanbieter e.V.: FSM) <https://www.fsm.de/de>

ドイツゲーム事業者連盟 (Verband der deutschen Games-Branche e.V.) <https://www.game.de>

ソフトウェア事前審査機構 (Freiwillige Selbstkontrolle Unterhaltungssoftware: USK)

<http://www.usk.de>

映画経済中央組織 (Spitzenorganisation der Filmwirtschaft: SPIO)

<https://www.spio-fsk.de/?seitid=1&tid=1>

映画ビジネス自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft

: FSK) <https://www.spio-fsk.de/?seitid=2&tid=2>

デジタルチャンス財団 (Stiftung Digitalen Chancen)<https://www.digitale-chancen.de>

欧州連合 [https://europa.eu/european-union/index\\_en](https://europa.eu/european-union/index_en)

悩みに関する相談番号協会 (Nummer gegen Kummer e.V.) <https://www.nummergegenkummer.de>

インターネット経済協会 (Verband der Internetwirtschaft e.V.: eco) <https://www.eco.de>

国際インターネットホットライン協会 (International Association of Internet Hotlines: INHOPE)

<http://www.inhope.org/gns/home.aspx>

## 雑誌・新聞

Handelsblatt 紙オンライン版 <https://www.handelsblatt.com>

Focus 誌オンライン版 <https://www.focus.de>

Spiegel 誌オンライン版 <http://www.spiegel.de>

Stern 誌オンライン版 <https://www.stern.de>

Berliner Zeitung 紙オンライン版 <https://www.berliner-zeitung.de>

Berliner Morgenpost 紙オンライン版 <https://www.morgenpost.de>

Tagesschau 紙オンライン版 <https://www.tagesschau.de>

## 研究資料

ドイツ南西部メディア教育学研究協会(Medienpädagogische Forschungsverbund Südwest: mpfs) (2017)

「青少年、情報、マルチメディア。ドイツ 12 歳から 19 歳までのメディアとの付き合い方に関する基礎研究 (Jugend, Information, (Multi-))」 Media. Basisstudie zum Medienumgang 12- bis 19-Jähriger in Deutschland)」

ドイツ南西部メディア教育学研究協会(Medienpädagogische Forschungsverbund Südwest: mpfs) (2017)  
「児童、情報、マルチメディア。ドイツ 12 歳から 19 歳までのメディアとの付き合い方に関する基礎研究 (Kinder, Information, (Multi-) Media. Basisstudie zum Medienumgang 6- bis 13-Jähriger in Deutschland)」  
情報経済・テレコミュニケーション・ニューメディア連邦協会(Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.:Bitkom) (2016)  
「デジタル世界における児童と青少年 (Kinder und Jugend in der digitalen Welt)」  
Marc Caimbach, Silke Borgstedt, Inga Borchard, Peter Martin Thomas Berthold Bodo Flaig (2016):  
『2016 年若者の動向は? (Wie ticken Jugendliche 2016?)』Sinus Institute. Springer Verlag. Berlin  
弁護士に聞け(Frag einen Anwalt) <https://www.frag-einen-anwalt.de>  
Jugendschutz.net 「年次報告書(2017)」  
<https://www.jugendschutz.net/fileadmin/download/pdf/bericht2017.pdf>  
Jugendschutz.net 「年次報告書(2016)」  
<https://www.jugendschutz.net/fileadmin/download/pdf/bericht2016.pdf>  
連邦議会資料 2018/07/24 <http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/035/1903552.pdf>  
州文化大臣会議 URL 「デジタル世界におけるリテラシー(Bildung in der digitalen Welt)」  
Klicksafe ハンドブック青少年ユーザー向けノウハウ(Klicksafe-Handbuch „Knowhow für junge User “)  
<https://www.klicksafe.de/service/schule-und-unterricht/lehrerhandbuch/>

## 法律

ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland)  
<https://www.gesetze-im-internet.de/gg/BJNR000010949.html>  
ドイツ青少年裁判法 (Jugendgerichtsgesetz: JGG) [https://www.gesetze-im-internet.de/jgg/\\_1.html](https://www.gesetze-im-internet.de/jgg/_1.html)  
ドイツ社会法典(Sozialgesetzbuch) <https://www.sozialgesetzbuch-sgb.de/sgbviii/8.html>  
ドイツ刑法典 (Strafgesetzbuch) <https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>  
青少年保護法 (Jugendschutzgesetz)  
<https://www.gesetze-im-internet.de/juschg/BJNR273000002.html>  
青少年メディア保護州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag: JMStV)  
[https://www.fsm.de/sites/default/files/lesefassung\\_jmstv-2016.pdf](https://www.fsm.de/sites/default/files/lesefassung_jmstv-2016.pdf)  
アクセス禁止法 (Zugangerschwerungsgesetz) <https://www.buzer.de/gesetz/9193/index.htm>  
ネットワーク執行法 (Netzwerkdurchsetzungsgesetz) <https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/>